

共通仕様書

土木工事編 I

(土木工事共通仕様書)

平成22年7月1日

平成23年1月1日 一部改正

平成23年10月1日 一部改正

- (9) 緊急時の体制及び対応
 - (10) 交通管理(ダンプトラックの過積載防止についても記載する)
 - (11) 環境対策
 - (12) 現場作業環境の整備
 - (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
 - (14) UD指針に基づき実施する項目・内容
 - (15) その他
2. 請負者は、上記1.(6)において、コンクリート二次製品のうち、福島県土木部の認定製品、及びJIS指定工場の生コンクリートを使用する場合は、各工場名等を必ず記載するものとする。
 3. 請負者は、上記1.(9)において、請負者及び発注者の夜間・休日連絡先を明記しなければならない。
 4. 請負者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出し、打ち合わせをしなければならない。
 5. 請負者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

1-1-8 CORINSへの登録

請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は、工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

登録対象は、工事請負代金額が500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

においても同様とする。

4. 請負者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化(実態) 調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。
5. 請負者は、当該工事が総務省東北総合通信局の実施する電波環境保護活動の対象工事になった場合には、その活動等に必要な協力をしなければならない。
6. 請負者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。
また、請負者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1-1-17 工事の一時中止

1. 発注者は、約款第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、請負者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。
なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-50 臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
 - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
 - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合
 - (4) 第三者、請負者、使用人等及び監督員の安全のため必要があると認める場合
2. 発注者は、請負者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができるものとする。
3. 前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理を含めた変更施工計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-18 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、請負者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-19 工期変更

1. 契約約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第40条第2項の規定に基づく工期の変更について、約款第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と請負者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を請負者に通知するものとする。
2. 請負者は、約款第18条第5項に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
3. 請負者は、約款第19条に基づく設計図書の変更又は約款第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
4. 請負者は、約款第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
5. 請負者は、約款第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

1-1-20 支給材料及び貸与品

1. 請負者は、支給材料及び貸与物件を約款第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
2. 請負者は、支給材料及び貸与物件を発注者から受領した場合は、支給品受領書又は貸与品借用書を監督員に提出するものとする。また、受払状況を記

1-1-24 社内検査

1. 社内検査に従事する者(以下「社内検査員」という。)が工事施工途中において必要と認める時期及び検査(完成・既済部分・監督員による検査(確認を含む))の事前に社内検査を行い、その結果を所定の様式により提出しなければならない。
2. 社内検査員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、社内検査員は検査時(完成・既済部分・中間検査)に立会わなければならない。
3. 社内検査においては、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり社内検査を行うものとする。
4. 社内検査員は10年以上の現場経験を有するものとする。
5. 社内検査員を定めた場合、施工計画書に氏名、資格、経歴等を記載し、監督員に提出しなければならない。なお、社内検査員を変更した場合も同様とする。

1-1-25 工事完成検査

1. 請負者は、約款第31条の規定に基づき、工事完成届を監督員に提出しなければならない。
2. 請負者は、工事完成届提出時及び監督員が指示した時に、次の資料及び記録を整備し、監督員に提出しなければならない。
 - (1) 竣工図 (出来形図)
(会社名の入った図面タイトルの貼り付けまたは、図面タイトル上部に「竣工図」と記載等する。なお、社判の押印は不要とする。)
 - (2) 施工管理の結果資料
 - ① 出来形管理
 - ② 品質管理
 - ③ 工事写真
 - (3) 設計図書で指示した工事材料の試験結果及び施工立会の記録
 - (4) 上記以外の使用材料に関する資料
 - (5) 社内検査結果資料(施工確認願いで提出済みのものは除く)
 - (6) その他監督員の指示するもの
3. 請負者は、工事の完成検査に必要な次の資料及び記録を整備し、検査員に提示しなければならない。
 - (1) 各資材の受払い記録(資材納入書、伝票等)
 - (2) 工事日誌
 - (3) 産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェスト
4. 請負者は、工事完成届を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

第1編 第1章 総 則

- (1) 設計図書(追加, 変更指示も含む。)に示されるすべての工事が完成していること。ただし, 工事検査に必要な足場, はしご等, 監督員の指示により存置するものを除く。
 - (2) 約款第17条第1項の規定に基づき, 監督員の請求した改造が完了していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真, 出来形管理資料, 工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては, 最終変更契約を発注者と締結していること。
5. 発注者は, 工事検査に先立って, 監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。
6. 請負者は, 工事目的物を対象として契約図書と対比した, 次の各号に掲げる検査を受けなければならない。
- なお, 検査にあたっては, 現場代理人及び主任技術者(または, 監理技術者)と社内検査員を立会わせなければならない。
- (1) 工事の出来形について, 形状, 寸法, 精度, 数量, 品質及び出来ばえの検査。
 - (2) 工事管理状況について, 書類, 記録及び写真等を参考にした検査。
7. 検査員は, 修補の必要があると認めた場合には, 請負者に対して, 期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。
8. 請負者は, 当該工事完成検査については, 第1編1-1-23第3項の規定を準用する。
9. 請負者は, 工事完成図書を電子納品する場合は, 「福島県電子納品運用ガイドライン(案)【土木工事編】」によらなければならない。

1-1-26 既済部分検査等

1. 請負者は, 約款第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合, 又は, 約款第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は, 既済部分に係わる検査を受けなければならない。
2. 請負者は, 約款第34条に基づく中間前払金の請求, 約款第37条に基づく部分払いの請求を行うときは, 前項の検査を受ける前に監督員の指示により, 工事出来高報告書(第27-2号様式)及び工事出来形内訳書(任意様式)を作成し, 監督員に提出しなければならない。
3. 請負者は, 検査にあたって, 現場代理人, 主任技術者または監理技術者が

立会いのうえ、工事目的物を対象として工事出来高報告書及び工事出来高内訳書と対比した、次の各号に掲げる検査を受けなければならない。

(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査。

(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にした検査。

4. 請負者は、検査員の指示による修補については、前条の第7項の規定に従うものとする。

5. 請負者は、当該既済部分検査については、第1編1-1-23第3項の規定を準用する。

6. 発注者は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。

7. 請負者は、約款第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-27 中間検査

1. 中間検査は、約款第31条の2及び中間検査実施要領に基づき、対象工事と定められた工事について実施するものとする。

2. 請負者は、当該中間検査については、第1編1-1-23第3項の規定を準用する。

1-1-28 部分使用

1. 発注者は、請負者の同意を得て部分使用できるものとする。

2. 請負者は、発注者が約款第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、原則として課長等により検査基準に基づき品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けるものとする。

1-1-29 施工管理

1. 請負者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

2. 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、請負者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、請負者の負担とするものとする。

(1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合

(3) その他監督員の特に指示したもの

1-1-30 履行報告

請負者は、約款第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式(第8号様式その3)に基づき作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-31 使用人等の管理

1. 請負者は、使用人等(下請負者又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。)の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 請負者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

1-1-32 工事関係者に対する措置請求

1. 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2. 発注者又は監督員は、主任技術者(監理技術者) 専門技術者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-33 工事中の安全確保

1. 請負者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針(社)日本海上起重技術協会」JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。
2. 請負者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

らない。

13. 請負者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
14. 監督員が、労働安全衛生法(平成18年6月2日改正法律第50号)第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。
15. 請負者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
16. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。
17. 請負者は、工事施工箇所地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。
18. 請負者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占用者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
19. 請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、請負者の責任により補修しなければならない。

1-1-34 爆発及び火災の防止

1. 請負者は、火薬類の使用については、以下の規定によらなければならない。
 - (1) 請負者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。
なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。
 - (2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

に従うものとする。

3. 監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、請負者に対して、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかつたか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、請負者は必要な資料を提示しなければならない。
4. 請負者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。
5. 請負者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、請負者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。
6. 請負者は、工事の施工にあたり表1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合、およびトンネル坑内作業にあたり表1-2に示すトンネル工事工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付国総施第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

- 6-1. 請負者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を
購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者
製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売
されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督員から
特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなけ
ればならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって
は、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

第1編 第1章 総 則

表1-1

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル(車輪式)・ブルドーザ・ 発動発電機(可搬式)・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベ- スマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の 油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ，バイブ ロハンマ，油圧式鋼管圧入・引抜機，油圧式杭圧入引抜 機，アースオーガ，オールケーシング掘削機，リバー スサーキュレーションドリル，アースドリル，地下連続壁 施工機，全回転型オールケーシング掘削機) ・ロードローラ，タイヤローダ，振動ローラ・ホイルク レーン	ディーゼルエ ンジン(エンジ ン出力7.5kW 以 上260kW 以下) を搭載した建設 機械に限る。

表1-2

機 種	備 考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン(エンジン出力30k W以上260kW以下) を搭載した建設機械に 限る。 ただし，道路運送車両の保安基準に排出 ガス基準が定められている自動車の種別で， 有効な自動車検査証の交付を受けているも のは除く。

7. 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達，昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示，平成13年4月9日)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし，施工時期・現場条件等により一部機種
 の調達不可能的な場合は，認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができるものとする。
8. 請負者は，資材，工法，建設機械又は目的物の使用にあたっては，事業ごとの特性を踏まえ，必要とされる強度や耐久性，機能の確保，コスト等に留意しつつ，「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成15年7月改正法律第119号。「グリーン購入法」という。)」第6条の規定に基づく「環境物

第1編 第1章 総 則

に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

(6) 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

4. 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成22年12月17日総理府・国土交通省令第3号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。
5. 請負者は、交通誘導員について、警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者、あるいは交通誘導警備検定(1級又は2級)の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証の写し等の確認できる資料を監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。
- また、以下の表に示す路線及び区間で交通誘導を行う場合は、警備業法(昭和47年7月5日法律第117号)第18条及び警備員の検定等に関する規則(国家公安委員会規則第20号、平成17年11月18日)第2条並びに福島県公安委員会告示第41号(平成18年12月19日)に基づき、交通誘導警備検定(1級又は2級)の合格者を1人以上配置しなければならない。

指 定	道 路 区 間	供用区間	施行月日
自動車専用道路	福島空港・あぶくま南道路	供用区間	平成17年11月18日
福島県公安委員会 が必要と認める 道 路	国道4号	福島県全域	平成19年6月19日
	国道6号		
	国道13号		
	国道49号		
	国道118号		

H23.10.1～

引されている車両を含む。

表 1 - 2 一般的制限値

車 両 の 諸 元	一 般 的 制 限 値
幅	2.5m
長 さ	12.0m
高 さ	3.8m
重 量 総重量	20.0t (但し, 高速自動車国道・指定道路については, 軸距・長さに応じ最大25.0t)
軸 重	10.0t
隣接軸重	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t
の 合 計	(隣り合う車軸に係る軸距1.3m以上で, かつ, 当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t), 1.8m以上の場合は20t
輪 荷 重	5.0t
最小回転半径	12.0m

15. 請負者は, 工事用運搬路の補修を行ったときは, その都度維持修繕の状態が判るよう, 写真を撮影しそれを記録しなければならない。
16. 請負者は, 交通安全施設を行ったときは, その都度施設の状態が判るよう, 写真を撮影しそれを記録しなければならない。
17. 請負者は, 現道工事の作業終了後は, 機械及び材料等を速やかに車道外に搬出し, 必要に応じ, 一般交通に支障のないよう保安施設等必要な処置を講じなければならない。
18. 請負者は, 供用中の道路に係わる工事の施工にあたっては, 保安施設設備基準(共通仕様書土木工事編Ⅲ (参考資料)) を遵守するものとする。

1 - 1 - 40 諸法令の遵守

1. 請負者は, 当該工事に関する諸法令を遵守し, 工事の円滑な進捗を図るとともに, 諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。
なお, 主な法令は以下に示す通りである。

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (1) 会計法 | <u>(平成18年6月改正 法律第53号)</u> |
| (2) 建設業法 | <u>(平成20年5月改正 法律第28号)</u> |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法 | <u>(平成21年6月改正 法律第51号)</u> |
| (4) 労働基準法 | <u>(平成20年6月改正 法律第89号)</u> |
| (5) 労働安全衛生法 | <u>(平成18年6月改正 法律第50号)</u> |
| (6) 作業環境測定法 | <u>(平成18年6月改正 法律第50号)</u> |

第1編 第1章 総 則

- (7) じん肺法 (平成16年12月改正 法律第150号)
- (8) 雇用保険法 (平成22年3月改正 法律第15号)
- (9) 労働者災害補償保険法 (平成22年3月改正 法律第15号)
- (10) 健康保険法 (平成22年5月改正 法律第35号)
- (11) 中小企業退職金共済法 (平成18年6月改正 法律第66号)
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成21年7月改正 法律第79号)
- (13) 出入国管理及び難民認定法 (平成21年7月改正 法律第79号)
- (14) 道路法 (平成22年3月改正 法律第20号)
- (15) 道路交通法 (平成21年7月改正 法律第79号)
- (16) 道路運送法 (平成21年6月改正 法律第64号)
- (17) 道路運送車両法 (平成20年4月改正 法律第21号)
- (18) 砂防法 (平成22年3月改正 法律第20号)
- (19) 地すべり等防止法 (平成19年3月改正 法律第23号)
- (20) 河川法 (平成22年3月改正 法律第20号)
- (21) 海岸法 (平成22年6月改正 法律第41号)
- (22) 港湾法 (平成22年6月改正 法律第41号)
- (23) 港則法 (平成21年7月改正 法律第69号)
- (24) 漁港法 (平成12年5月改正 法律第78号)
- (25) 下水道法 (平成17年6月改正 法律第70号)
- (26) 航空法 (平成21年6月改正 法律第51号)
- (27) 公有水面埋立法 (平成16年6月改正 法律第84号)
- (28) 軌道法 (平成18年3月改正 法律第19号)
- (29) 森林法 (平成18年6月改正 法律第50号)
- (30) 環境基本法 (平成20年6月改正 法律第83号)
- (31) 火薬類取締法 (平成21年7月改正 法律第85号)
- (32) 大気汚染防止法 (平成22年5月改正 法律第31号)
- (33) 騒音規制法 (平成17年4月改正 法律第33号)
- (34) 水質汚濁防止法 (平成22年5月改正 法律第31号)
- (35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成22年5月改正 法律第31号)
- (36) 振動規制法 (平成16年6月改正 法律第94号)
- (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成16年6月改正 法律第94号)
- (38) 文化財保護法 (平成19年3月改正 法律第7号)
- (39) 砂利採取法 (平成12年5月改正 法律第91号)

第1編 第1章 総 則

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| (40) 電気事業法 | <u>(平成18年6月改正 法律第50号)</u> |
| (41) 消防法 | <u>(平成21年5月改正 法律第34号)</u> |
| (42) 測量法 | <u>(平成19年5月改正 法律第55号)</u> |
| (43) 建築基準法 | <u>(平成20年5月改正 法律第40号)</u> |
| (44) 都市公園法 | <u>(平成16年6月改正 法律第109号)</u> |
| (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 | <u>(平成16年12月改正 法律第147号)</u> |
| (46) 土壌汚染対策法 | <u>(平成21年4月改正 法律第23号)</u> |
| (47) 駐車場法 | <u>(平成18年5月改正 法律第46号)</u> |
| (48) 海上交通安全法 | <u>(平成21年7月改正 法律第69号)</u> |
| (49) 海上衝突予防法 | <u>(平成15年6月改正 法律第63号)</u> |
| (50) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 | <u>(平成22年5月改正 法律第37号)</u> |
| (51) 船員法 | <u>(平成20年6月改正 法律第53号)</u> |
| (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | <u>(平成20年5月改正 法律第26号)</u> |
| (53) 船舶安全法 | <u>(平成18年6月改正 法律第50号)</u> |
| (54) 自然環境保全法 | <u>(平成21年6月改正 法律第47号)</u> |
| (55) 自然公園法 | <u>(平成21年6月改正 法律第47号)</u> |
| (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 | <u>(平成21年6月改正 法律第51号)</u> |
| (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 | <u>(平成15年7月改正 法律第119号)</u> |
| (58) 河川法施行法 | <u>(平成11年12月改正 法律第160号)</u> |
| (59) 技術士法 | <u>(平成18年6月改正 法律第50号)</u> |
| (60) 漁業法 | <u>(平成19年6月改正 法律第77号)</u> |
| (61) 漁港漁場整備法 | <u>(平成19年5月改正 法律第61号)</u> |
| (62) 空港法 | <u>(平成20年6月改正 法律第75号)</u> |
| (63) 計量法 | <u>(平成18年3月改正 法律第10号)</u> |
| (64) 厚生年金保険法 | <u>(平成22年4月改正 法律第27号)</u> |
| (65) 航路標識法 | <u>(平成16年6月改正 法律第84号)</u> |
| (66) 資源の有効な利用の促進に関する法律 | <u>(平成14年2月改正 法律第1号)</u> |
| (67) 最低賃金法 | <u>(平成20年5月改正 法律第26号)</u> |
| (68) 職業安定法 | <u>(平成21年7月改正 法律第79号)</u> |
| (69) 所得税法 | <u>(平成22年3月改正 法律第6号)</u> |

第1編 第1章 総 則

- (70) 水産資源保護法 (平成22年6月改正 法律第41号)
- (71) 船員保険法 (平成22年5月改正 法律第35号)
- (72) 著作権法 (平成21年7月改正 法律第73号)
- (73) 電波法 (平成21年4月改正 法律第40号)
- (74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成19年6月改正 法律第90号)
- (75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成22年3月改正 法律第15号)
- (76) 農薬取締法 (平成19年3月改正 法律第8号)
- (77) 毒物及び劇物取締法 (平成13年6月改正 法律第87号)
- (78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成17年5月改正 法律第51号)
- (79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年3月改正 法律第18号)
- (80) 警備業法 (平成17年7月改正 法律第87号)
- (81) 行政機関の保有する個人情報に関する法律 (平成17年10月改正 法律第102号)
- (82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成19年3月改正 法律第19号)

2. 請負者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
3. 請負者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに書面にて監督員に報告し確認を求めなければならない。

1-1-41 官公庁等への手続等

1. 請負者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 請負者は、工事施工にあたり請負者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書のとおり定めにより実施しなければならない。
3. 請負者は、諸手続にかかる許可、承諾等を得た資料を保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。
4. 請負者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、請負者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

第2章 土工

第1節 適用

1. 本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、港湾土工、空港土工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第2編材料編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

日本道路協会	道路土工施工指針	(昭和61年11月)
日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)
日本道路協会	道路土工軟弱地盤対策工指針	(昭和61年11月)
日本道路協会	道路土工 <u>盛土工指針</u>	<u>(平成22年4月)</u>
日本道路協会	道路土工 <u>切土工・斜面安定工指針</u>	<u>(平成21年6月)</u>
日本道路協会	道路土工 土質調査指針	(昭和61年11月)
土木研究センター	建設発生土利用技術マニュアル	(平成16年9月)
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	(平成14年5月)
建設省	堤防余盛基準について	(昭和44年1月)
土木研究センター	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル	(平成12年2月)
<u>土木研究センター</u>	<u>多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル</u>	<u>(平成14年10月)</u>
<u>土木研究センター</u>	<u>補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル</u>	<u>(平成11年12月)</u>
国土開発技術研究センター	河川土工マニュアル	(平成21年4月)
国土交通省	建設汚泥処理土利用技術基準	(平成18年6月)
国土交通省	発生土利用基準	(平成18年8月)

第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工

2-3-1 一般事項

1. 本節は、河川土工・海岸土工・砂防土工として掘削工、盛土工、盛土補強工、法面整形工、堤防天端工、残土処理工その他これらに類する工種につい

平坦に締固めなければならない。

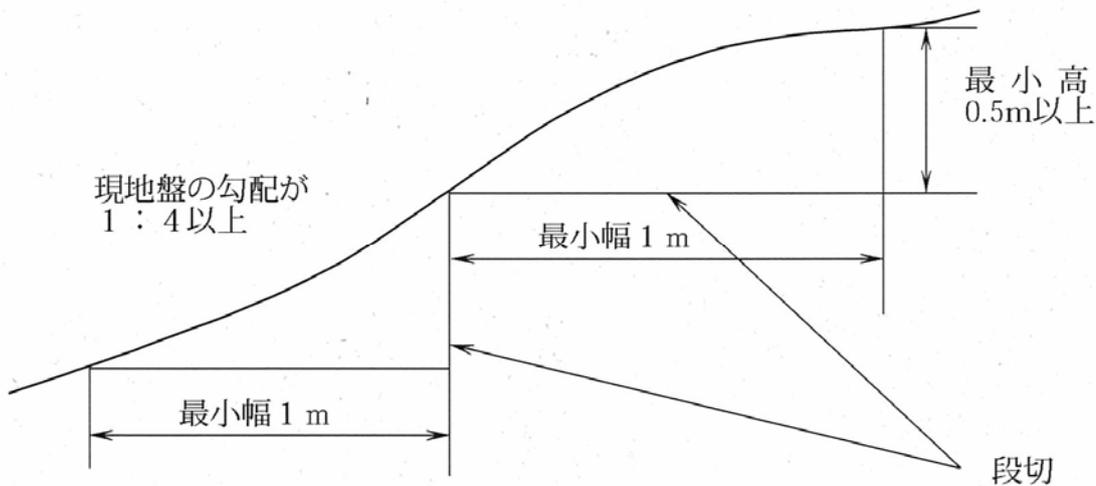


図2-1 盛土基礎地盤の段切

4. 請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。
また、樋管等の構造物がある場合には、盛土を両側から行ない、過重な偏土圧のかからないように盛土し、締固めなければならない。
5. 請負者は、盛土材料に石が混入する場合には、その施工にあたって石が一ヶ所に集まらないようにしなければならない。
6. 請負者は、盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。
7. 請負者は、締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。
8. 請負者は、盛土工の作業中、予期できなかつた沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに監督員に報告しなければならない。
9. 請負者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。
10. 請負者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった

第1編 第2章 土 工

しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、監督員の承諾を得なければならない。

3. 請負者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行うとともに、監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。
4. 請負者は、設計図書に示された規格及び敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸がないよに敷設し、ピンや土盛などにより適宜固定するものとする。
5. 請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場所を除き、面状補強材に継目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は処置方法を監督員と協議しなければならない。
6. 請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5 cm程度の重ね合せ幅を確保するものとする。
7. 請負者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、監督員と協議しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。
8. 請負者は、盛土材の敷き均し及び締固めについては、第1編2-3-3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。敷き均しおよび締固めは、壁面工側から順次奥へ行うとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。
9. 請負者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2段までとしなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。
10. 請負者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づくとともに、壁面から1.0m～1.5mの範囲では、振動コンパクタや小型動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。
11. 請負者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土のり面や接合部での捲込みに際しては、局部的な折れ曲がりやゆるみを生じないように

第1編 第2章 土 工

い偏圧のかからないよう締固めなければならない。

4. 請負者は、路床盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。
5. 請負者は、路床盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路床盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。
6. 請負者は、路床盛土の施工においては一層の仕上り厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めなければならない。
7. 路床の盛土材料の最大寸法は10cm程度とするものとする。
8. 請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。
9. 請負者は、路床盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で行う施工しなければならない。
10. 請負者は、路床盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象があった場合には、工事を中止し、その処置方法について監督員と協議しなければならない。ただし緊急を要する場合には応急処置を施すとともに監督員に報告しなければならない。
11. 路床盛土の締固め度については、第1編1-1-29施工管理第9項の規定によるものとする。
12. 請負者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けるものとする。また、掘削(切土)部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1：5以上、土砂の場合1：10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさげなければならない。

3. 請負者は、土木工事及び空港工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、監督員と協議しなければならない。

第3節 レディーミクストコンクリート

3-3-1 一般事項

本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) を適用する。

3-3-2 工場の選定

1. 請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) に適合するものを用いなければならない。

なお、請負者は、施工計画書にJISマーク表示認証工場及びJIS認定コンクリート名を記載し、監督員に提出した場合は、配合に臨場することを省略することができるものとする。

また、請負者は、アルカリ骨材反応対策については「アルカリ骨材抑制対策実施要領(土木構造物)」に基づき、コンクリート打設前に配合報告書を提出し、監督員の確認を得なければならない。

2. 請負者は、JISマーク表示認証製品を製造している工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

3. 請負者は、第1編3-3-2第1項により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備および保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

なお、第1編3-3-2第1項により選定した工場が製造するJISマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書またはバッチごとの計量記録を整備および保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示するものとする。

4. 請負者は、第1編3-3-2第2項に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督員へ提出しなければならない。

また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備および保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

5. 請負者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を、「JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート)」により実施しなければならない。ただし、第1編1-1-2の36項に規定する公的試験機関にこの試験を代行させる場合には、臨場を要しない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は請負者がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。なお、品質を確かめるための検査は下記により行うものとする。

(1) スランプ

- ① 荷下しの際のスランプをJIS A 1101により測定するものとする。
- ② スランプは、設計図書で指定した値に対して、下表の範囲内でなければならない。

スランプの許容差 (cm)

ス ラ ン プ	ス ラ ン プ の 許 容 差
2.5	± 1. 0
5 及び 6. 5	± 1. 5
8 以上 1 8 以下	± 2. 5
21	± 1. 5

もなう有害な損傷部を確認した場合、請負者は、十分清掃した上、コンクリートの打込み前に適切な方法で補修しなければならない。

3-7-2 貯蔵

請負者は、鉄筋を直接地表に置くことを避け、倉庫内に貯蔵しなければならない。また、屋外に貯蔵する場合は、雨水等の侵入を防ぐためシート等で適切な覆いをしなければならない。

3-7-3 加工

1. 請負者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。
2. 請負者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備・保管し、監督員または、検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
3. 請負者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編) 第13章鉄筋に関する構造細目」(土木学会, 平成20年3月)の規定によらなければならない。
4. 請負者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。
5. 請負者は、設計図書に示されていない鋼材(組立用鉄筋など)を配置する場合は、その鋼材についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の $4/3$ 以上としなければならない。

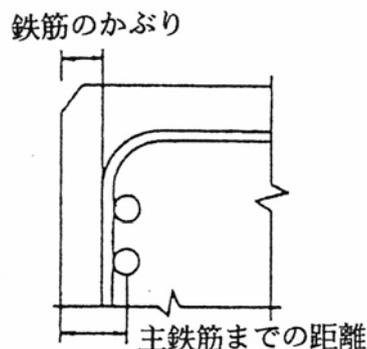


図3-1 鉄筋のかぶり

3-7-4 組立て

1. 請負者は、鉄筋を組立てる前にこれを清掃し浮きさびや鉄筋の表面についた泥、油、ペンキ、その他鉄筋とコンクリートの付着を害するおそれのあるものは、これを除かなければならない。
2. 請負者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。請負者は、鉄筋

の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。

3. 請負者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、スペーサーの数は、はり、床版等で1㎡当り4個程度、ウェブ、壁および柱で1㎡当り2～4個程度を配置しなければならない。鉄筋のかぶりとは、コンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、請負者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は事前に監督員の承諾を得なければならない。
4. 請負者は、鉄筋を組立ててからコンクリートを打込むまでに、鉄筋の位置がずれたり泥、油等の付着がないかについて確認し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。
5. 請負者は、上層部の鉄筋の組立てを下層部のコンクリート打設後24時間以上経過した後に行わなければならない。

3-7-5 継手

1. 請負者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について施工前に監督員の承諾を得なければならない。
2. 請負者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。
3. 請負者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備および保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 請負者は、将来の継ぎたしのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等を受けないようにこれを保護しなければならない。
5. 請負者は、鉄筋の継手位置として、引張応力の大きい断面を避けなければならない。
6. 請負者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、請負者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。

7. 請負者は、継手部と隣接する鉄筋とのあき、又は継手部相互のあきを粗骨材の最大寸法以上としなければならない。

3-7-6 ガス圧接

1. 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。

なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、監督員の承諾を得るものとする。

また、圧接工の技量の確認に関して、監督員または検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。

2. 請負者は、鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督員と協議しなければならない。

3. 請負者は、規格または形状の著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は圧接してはならない。ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。

4. 請負者は、圧接面を圧接作業前にグラインダ等でその端面が直角で平滑となるように仕上げるとともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。

5. 突合わせた圧接面は、なるべく平面とし、周辺のすき間は以下のとおりとする。

(1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合：すき間3mm以下

(2) SD490の鉄筋を圧接する場合：すき間2mm以下

ただし、SD490以外の鉄筋を自動ガス圧接する場合は、すき間は2mm以下とする。

6. 請負者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合は作業を行うことができるものとする。

第8節 型枠・支保

3-8-1 一般事項

本節は、型枠及び支保として構造、組立て、取外しその他これらに類する事項について定めるものとする。

第1章 一般事項

第1節 適用

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。

第2節 工事材料の品質及び確認

1. 請負者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。なお、設計図書で提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。

また、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

ただし、コンクリート二次製品のうち、福島県土木部の認定製品を使用する場合は、施工計画書に各工場名を記載し、監督員に提出すればよいものとする。

2. 請負者は、設計図書において確認を受けることとしている工事材料について、請負者の責任においてその外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し確認を受けなければならない。

3. 請負者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書で指示する方法により試験を実施しその結果を監督員に提出しなければならない。

なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。

4. 請負者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出しなければならない。

なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。

5. 請負者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、こ

第2編 第1章 一般事項

れを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再確認を受けなければならない。

6. 工事材料の品質確認のうち、下記試験については、公的試験機関で行うこととする。なお、試験費用は請負者の負担とする。

(1) 工事中の確認試験

工事施工中において、工事材料及び構造物の品質に疑義が生じた場合の監督員の確認試験

(2) 完成検査時における品質確認

完成検査時に検査員より品質確認を求められた場合の確認試験

7. 請負者は、第1節でいう同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。

なお、J I S規格が定まっている建設資材のうち、海外のJISマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を監督員に提出するものとする。また、J I S認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。

侵入を防げ、かつ、耐久的なものとする。

4. 注入目地材で加熱施工式のもの、加熱したときに分離しないものとする。

2-10-2 目地板

目地板は、コンクリートの膨張収縮に順応し、かつ耐久性に優れたものとする。

第11節 塗料

2-11-1 一般事項

1. 請負者は、JISの規格に適合する塗料を使用するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造者の製品を使用するものとする。
2. 請負者は、塗料は工場調合したものを用いなければならない。
3. 請負者は、さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とするものとする。
4. 請負者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。

JIS K 5621 (一般用さび止めペイント)

~~JIS K 5622 (鉛丹さび止めペイント)~~

JIS K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント)

~~JIS K 5624 (塩基性クロム酸鉛さび止めペイント)~~

JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント)

~~JIS K 5627 (ジンクロメートさび止めペイント)~~

~~JIS K 5628 (鉛酸ジンクロメートさび止めペイント)~~

JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)

5. 請負者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。なお、開缶後に、請負者は、十分に攪拌したうえ、すみやかに使用しなければならない。
6. 塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末は、製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月以内とするものとし、請負者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。

第12節 道路標識及び区画線

2-12-1 道路標識

標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合

するものとする。

(1) 標識板

JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)

JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)

JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板)

JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)

JIS K 6718-1 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性
-第1部:キャスト板)

JIS K 6718-2 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性
-第2部:押出板)

ガラス繊維強化プラスチック板(F. R. P)

(2) 支柱

JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量、及びその許容差)

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

(3) 補強材及び取付金具

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)

JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)

JIS H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材)

(4) 反射シート

標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-27、2-28に示す規格以上のものとする。

また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。

なお、表2-27、2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、請負者は監督員の確認を得なければならない。

第1章 一般施工

第1節 適用

1. 本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積（張）工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第2編材料編及び第1編第3章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書・同解説(I 共通編)	(平成14年3月)
日本道路協会	道路橋示方書・同解説(II 鋼橋編)	(平成14年4月)
日本道路協会	道路橋示方書・同解説(IV 下部構造編)	(平成14年5月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成4年12月)
日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	(平成2年11月)
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(昭和60年2月)
日本道路協会	道路橋塗装防食便覧	(平成17年12月)
建設省	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	(昭和49年7月)
建設省	薬液注入工事に係わる施工管理等	(平成2年9月)
日本薬液注入協会	薬液注入工法の設計・施工指針	(平成元年6月)
国土交通省	仮締切堤設置基準(案)	<u>(平成22年6月一部改正)</u>
環境庁	水質汚濁に係わる環境基準	<u>(平成15年11月5日)</u>
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	(平成20年1月)
日本道路協会	杭基礎施工便覧	(平成19年1月)
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計施工指針	(平成18年11月)
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	(平成12年3月)

第3編 第1章 一般施工

日本道路協会	道路土工	軟弱地盤対策工指針	(昭和61年11月)
日本道路協会	道路土工	<u>道路土工要綱</u>	<u>(平成21年6月)</u>
日本道路協会	道路土工	<u>盛土工指針</u>	<u>(平成22年4月)</u>
日本道路協会	道路土工	<u>切土工・斜面安定工指針</u>	<u>(平成21年6月)</u>
日本道路協会	道路土工	擁壁工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工	カルバート工指針	(平成22年3月)
日本道路協会	道路土工	仮設構造物工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工	排水工指針	(昭和62年6月)
日本道路協会		舗装再生便覧	<u>(平成22年12月)</u>
建設省		トンネル工事における可燃性ガス対策について	(昭和53年7月)
建設業労働災害防止協会		ずい道工事における換気技術指針(設計及び保守管理)	(平成17年6月)
建設省		道路付属物の基礎について	(昭和50年7月)
日本道路協会		道路標識設置基準・同解説	(昭和62年1月)
日本道路協会		視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)
国土交通省		建設副産物適正処理推進要綱	(平成14年5月)
日本道路協会		舗装施工便覧	(平成18年2月)
日本道路協会		鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成9年12月)
建設省		土木構造物設計マニュアル(案)〔土木構造物・橋梁編〕	(平成11年11月)
建設省		土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)〔ボックスカルバート・擁壁編〕	(平成11年11月)
労働省		ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	(平成20年3月)
国土交通省		土木構造物設計マニュアル(案)〔樋門編〕	(平成13年12月)
国土交通省		国土交通省土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)	(平成13年12月)
労働省		騒音障害防止のためのガイドライン	(平成4年10月)
厚生労働省		手すり先行工法等に関するガイドライン	(平成21年4月)

ない。

5. 請負者は、吹付けにあたっては、法面に直角に吹付けるものとし、法面の上部より順次下部へ吹付け、はね返り材料の上に吹付けないようにしなければならない。
6. 請負者は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去後、清掃し、かつ、湿らせてから吹付けなければならない。
7. 請負者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたはモルタル等が付着するように仕上げるものとする。
8. 請負者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように、また、はね返り材料は、すみやかに取り除いて不良箇所が生じないように、施工しなければならない。
9. 請負者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。
10. 請負者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔の施工については、設計図書によるものとする。
11. 請負者は、法肩の吹付けにあたっては、雨水などが浸透しないように地山に沿って巻き込んで施工しなければならない。

1-3-7 植生工

1. 種子散布は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水を加えた低粘度スラリー状の材料を厚さ1cm未満に散布するものとする。 客土吹付は、主にポンプを用いて高粘度スラリー状の材料を厚さ1～3cmに吹付けるものとする。 植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材（土、木質繊維等）、有機基材（バーク堆肥、ピートモス等）等を厚さ3～10cmに吹付けるものとする。
2. 請負者は、植生工に使用する材料の種類、品質、配合については、設計図書によらなければならない。なお、設計図書に定めがない場合は、「道路土工のり面工・斜面安定工指針」により、種子の特性、施工時期や発芽率等を考慮のうえ、植生工材料の種類、品質、配合を決定し、施工前に配合表を監督員に提出し承諾を得なければならない。
なお、植生工材料の種類、品質、配合の決定にあたっては、草刈り等の維持管理を考慮し矮性種の採用についても検討すること。

第3編 第1章 一般施工

9. 請負者は、筋芝の施工にあたり、芝を敷延べ、上層に土羽土をおいて、丁張りに従い所定の形状に土羽板等によって崩落しないよう硬く締固めなければならない。芝片は、法面の水平方向に張るものとし、間隔は30cmを標準とし、これ以外による場合は設計図書によるものとする。
10. 夏季における晴天時の散水は、日中を避け朝または夕方に行うものとする。
11. 請負者は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子散布面の浮水を排除してから施工しなければならない。なお、工事完了引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、請負者は、その原因を調査し監督員に報告するとともに再度施工し、施工結果を監督員に報告しなければならない。
12. 種子散布吹付工及び客土散布工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。
 - (1) 種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験(pH)を行い、その結果をその資料を整備保管し、監督員又は検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
 - (2) 施工時期については、設計図書によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、やむを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行うものとする。
 - (3) 請負者は、吹付け面の浮土、その他の雑物を取り除き、凹凸は整正しなければならない。
 - (4) 請負者は、吹付け面が乾燥している場合には、吹付ける前に散水しなければならない。
 - (5) 請負者は、材料を攪拌混合した後、均一に吹付けなければならない。
 - (6) 請負者は、吹付け距離及びノズルの角度を、吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないようにしなければならない。
13. 植生基材吹付の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。
 - (1) 請負者は、施工する前及び施工にあたり、吹付面の浮石その他雑物、付着の害となるものを、除去しなければならない。
 - (2) 請負者は、吹付厚さが均等になるよう施工しなければならない。
14. 植生シート・マット工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。
 - (1) 請負者は、シート・マットの境界に隙間が生じないようにしなければならない。

(数式：PCM)

$$P_{CM} = C + \frac{M_n}{20} + \frac{S_i}{30} + \frac{N_i}{60} + \frac{C_r}{20} + \frac{M_o}{15} + \frac{V}{10} + \frac{C_u}{20} + 5B \quad (\%)$$

~~$$C_{CM} = C + \frac{M_n}{6} + \frac{S_i}{24} + \frac{N_i}{40} + \frac{C_r}{5} + \frac{M_o}{4} + \frac{V}{14} + \left[\frac{C_u}{15} \right] \quad (\%)$$~~

H23.10.1～削除

(8) 予 熱

請負者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表1-4により予熱しなければならない。

表1-4 予熱温度の標準

鋼 種	溶 接 方 法	予 熱 温 度 (°C)			
		板 厚 区 分 (mm)			
		25 以 下	25をこえ 40 以 下	40をこえ 50 以 下	50をこえ 100 以 下
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80

(注1) 「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が5℃以下の場合には、20℃以上に加熱する。

第3編 第1章 一般施工

なお同等以上の検定試験とは、WE S 8106（基礎杭溶接技術検定における試験方法及び判定基準・社団法人日本溶接協会）をいうものとする。

- (3) 鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。
なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。
- (4) 請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接には直流または交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。
- (5) 請負者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能のように、遮へいした場合等には監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10℃～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合は施工できるものとする。
- (6) 請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。
- (7) 請負者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表1-13の許容値を満足するように施工しなければならない。
 なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行うものとする。

表1-13 現場円周溶接部の目違いの許容値

外 径	許容値	摘 要
700mm未満	2 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。
700mm以上 1,016mm以下	3 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。
1,016mmを越え 1,524mm以下	4 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。

H23.10.1～

第3編 第1章 一般施工

された支持力に達しない場合は、請負者はその処置方法について、監督員と協議しなければならない。

8. 請負者は、鋼管矢板の運搬、保管にあたっては、杭の表面、継手、開先部分などに損傷を与えないようにしなければならない。また矢板の断面特性を考えて大きなたわみ、変形を生じないようにしなければならない。
9. 請負者は、杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止めなどを取り付ける時は、確実に施工しなければならない。
10. 請負者は、鋼管矢板の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は監督員の承諾を得なければならない。
11. 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。
 - (1) 請負者は、鋼管矢板の現場継手については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査を行う溶接施工
 - (2) 請負者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。なお、同等以上の検定試験とは、WE S 8106（基礎杭溶接技術検定における試験方法及び判定基準・社団法人日本溶接協会）をいうものとする。
 - (3) 鋼管矢板の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。
 - (4) 請負者は、鋼管矢板の溶接には直流または交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。
 - (5) 請負者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合は監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部か

する。

1-5-3 コンクリートブロック工

1. コンクリートブロック工とは、コンクリートブロック積み、コンクリートブロック張り、連結ブロック張り及び天端保護ブロックをいうものとする。
2. コンクリートブロック積みとは、プレキャストコンクリートブロックによって練積みされたもので、法勾配が1：1より急なものをいうものとする。
コンクリートブロック張りとは、プレキャストブロックを法面に張りつけた、法勾配が1：1若しくは1：1よりゆるやかなものをいうものとする。
3. 請負者は、コンクリートブロック張りの施工に先立って、砕石、割ぐり石またはクラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。また、ブロックは凹凸なく張込まなければならない。
4. 請負者は、コンクリートブロック工の空張りの積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充てんした後、天端付近に著しい空げきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。
5. 請負者は、コンクリートブロック工の練積みまたは練張りの施工にあたり、合端を合わせ尻かいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充てんした後締固め、合端付近に空隙が生じる場合は、胴込めコンクリートを充てんしなければならない。なお、ブロック合端間隔は最大2cm程度までとする。
6. 受注者は、コンクリートブロック工の練積みまたは練張りの施工にあたり、間仕切コンクリートを設ける場合は、コンクリートの最低幅を10cm以上確保しなければならない。
7. 請負者は、コンクリートブロック工の練積みにおける裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかななければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
8. 請負者は、コンクリートブロック工の練積みまたは練張りにおける伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。
9. 請負者は、コンクリートブロック工の練積みまたは練張りにおける合端の施工にあたり、監督員の承諾を得なければ、モルタル目地を塗ってはならぬ

る材料及び加熱アスファルト安定処理のアスファルト混合物

3. コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、設計図書に示す場合を除き、材令28日において求めた曲げ強度で4.5MPaとするものとする。
4. 転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合を除き、L、A及びB交通においては4.5MPa、またC交通においては5.0MPaとするものとする。

1-6-4 舗装準備工

1. 請負者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。
2. 請負者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面または基層面の異常を発見した場合には、その状況を監督員に報告し、その対策について監督員と協議しなければならない。
3. 請負者は、降雨直後及びコンクリート打設2週間以内は防水層の施工を行ってはならない。また、防水層は気温5℃以下で施工してはならない。

1-6-5 アスファルト舗装工

1. 請負者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。
 - (1) 請負者は、下層路盤の施工に先立ち路床盛土及び関連する排水構造物や既設構造物等の基準高の出来型を確認し、監督員と協議しなければならない。
 - (2) 請負者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、所定の品質が得られるよう1層の仕上がり厚さで20cm以下を目安とし、敷均さなければならない。
 - (3) 請負者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。
ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。
2. 請負者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。
 - (1) 請負者は、上層路盤の施工に先立ち下層路盤及び関連する排水構造物や既設構造物等の基準高の出来型を確認し、監督員と協議しなければならない。
 - (2) 請負者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。

第3編 第1章 一般施工

(3) 請負者は、粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、所定の品質が得られるよう1層の仕上がり厚が15cm以下を目安とし、敷均さなければならない。

ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を20cmとすることができるものとする。

(4) 請負者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。

3. 請負者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

(1) 安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によるものとする。

(2) 請負者は、施工に先だって、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会平成19年6月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。

(3) セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表1-24の規格によるものとする。

ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。

表1-24 安定処理路盤の品質規格

下層路盤

工 法	機 種	試 験 項 目	試 験 方 法	基 準 値
セメント安定処理	—	一軸圧縮強さ [7日]	舗装調査・試験法便覧	0.98MPa
石灰安定処理	—	一軸圧縮強さ [10日]	舗装調査・試験法便覧	0.7MPa

上層路盤

工 法	機 種	試 験 項 目	試 験 方 法	基 準 値
セメント安定処理	—	一軸圧縮強さ [7日]	舗装調査・試験法便覧	2.9MPa
石灰安定処理	—	一軸圧縮強さ [10日]	舗装調査・試験法便覧	0.98MPa

9. 請負者は、薬液注入工における施工管理等については、薬液注入工事に係わる施工管理等について(建設省通達)の規定による。なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第8節 工場製品輸送工

1-8-1 一般事項

1. 本節は、工場製品輸送工として輸送工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、輸送に着手する前に施工計画書の施工計画への記載内容に加えて輸送計画に関する事項を記載し、監督員に提出しなければならない。

1-8-2 輸送工

1. 請負者は、部材の輸送に先立ち、塗装等で組立て記号を記入しておかなければならない。
2. 請負者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。

なお、請負者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督員に報告し、取り替え又は補修等の処置を講じなければならない。

第9節 構造物撤去工

1-9-1 一般事項

1. 本節は、構造物撤去工として作業土工、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、かご撤去工、落石雪害防止撤去工、ブロック舗装撤去工、緑石撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-9-2 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編1-3-3作業土工の規定によるものとする。

1-9-3 構造物取壊し工

1. 請負者は、コンクリート構造物取壊し及びコンクリートはつりを行うにあたり、本体構造物の一部を撤去する場合には、本体構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。

第1章 道路改良

第1節 適用

1. 本章は、道路工事における道路土工、地盤改良工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、排水構造物工、落石雪害防止工、遮音壁工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 道路土工、地盤改良工、軽量盛土工、石・ブロック積(張)工、構造物撤去工、仮設工は、第1編第2章第4節道路土工、第3編第1章第7節地盤改良工、第11節軽量盛土工、第5節石・ブロック積(張)工、第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	(平成12年3月)
日本道路協会	<u>道路土工要綱</u>	(平成21年6月)
日本道路協会	<u>道路土工一切土工・斜面安定工指針</u>	(平成21年6月)
日本道路協会	<u>道路土工盛土工指針</u>	(平成22年4月)
日本道路協会	道路土工擁壁工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工カルバート工指針	(平成22年3月)
日本道路協会	道路土工仮設構造物工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工排水工指針	(昭和62年6月)
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計第2巻	(平成12年9月)
(社)全国特定法面保護協会	のり砕工の設計・施工指針	(平成18年11月)
日本道路協会	落石対策便覧	(平成12年6月)

H23.10.1～

第4節 法面工

1-4-1 一般事項

1. 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、法面の施工にあたって、道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編、道路土工盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工、のり枠工の設計・施工指針第5章施工、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督員の承諾を得なければならない。

1-4-2 植生工

植生工の施工については、第3編1-3-7植生工の規定によるものとする。

1-4-3 法面吹付工

法面吹付工の施工については、第3編1-3-6吹付工の規定によるものとする。

1-4-4 法枠工

法枠工の施工については、第3編1-3-5法枠工の規定によるものとする。

1-4-5 法面施肥工

1. 請負者は、法面施肥工に使用する肥料は、設計図書に示す使用量を均一に施工しなければならない。
2. 請負者は、施肥の施工にあたり、施工前に施工箇所の状態を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は監督員と設計図書に関して協議しなければならない。
3. 請負者は、施肥の施工に支障となるゴミ等を撤去した後、施工しなければならない。

1-4-6 アンカー工

1. 請負者は、アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状態、地中障害物、湧水を調査しなければならない。
2. 請負者は、本条1項の調査を行った結果、異常を発見し設計図書に示された施工条件と一致しない場合は、速やかに監督員に協議しなければならない。
3. 請負者は、アンカーの削孔に際して、設計図書に示された位置、削孔径、長さ、方向で施工し、周囲の地盤を乱さないよう施工しなければならない。

第6節 石・ブロック積(張)工

1-6-1 一般事項

1. 本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 一般事項については、第3編1-5-1一般事項によるものとする。

1-6-2 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編1-3-3の作業土工の規定によるものとする。

1-6-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、第3編1-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

1-6-4 石積(張)工

石積(張)工の施工については、第3編1-5-5石積(張)工の規定によるものとする。

第7節 カルバート工

1-7-1 一般事項

1. 本節は、カルバート工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、カルバートの施工にあたっては、道路土工－カルバート工指針7-1基本方針、道路土工要綱 2-7排水施設の施工の規定による。
これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。
3. 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート(遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)、プレストレストコンクリート管(PC管))をいうものとする。

1-7-2 材料

請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、道路土工－カルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度の規定による。

これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

1-7-3 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編1-3-3作業土工の規定によるものとする。

1-7-4 既製杭工

既製杭工の施工については、第3編1-4-4既製杭工の規定によるものとする。

1-7-5 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第3編1-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

1-7-6 場所打函渠工

1. 請負者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
2. 請負者は、1回(1日)のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。また、請負者は、これを変更する場合には、施工方法を監督員に提出しなければならない。
3. 請負者は、海岸部での施工にあたって、塩害について第1編3-3-1一般事項第5項により施工しなければならない。
4. 請負者は、足場の施工にあたって、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法その緊結方法に注意して組立てなければならない。

また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置するものとする。

5. 請負者は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。

1-7-7 プレキャストカルバート工

1. 請負者は、現場の状況により設計図書に示された据付け勾配によりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。
2. 請負者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない。
3. 請負者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、道路土工—カルバート工指針7-2(2)2)敷設工(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。

これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督員の承諾を得なければならない。

4. 請負者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工するものとする。
5. 請負者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。

1-7-8 防水工

1. 請負者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。
2. 請負者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。

第8節 排水構造物工(小型水路工)

1-8-1 一般事項

1. 本節は排水構造物工として、作業土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工(小段排水・縦排水) その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、排水構造物工(小型水路工)の施工にあたっては、道路土工要綱 2-7 排水施設の施工の規定による。
これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。
3. 請負者は、排水構造物工(小型水路工)の施工にあたっては、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から道路に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び、地下水から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。

1-8-2 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編 1-3-3 作業土工の規定によるものとする。

1-8-3 側溝工

1. 請負者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配によりがたい場合は、監督員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。

第2章 舗装

第1節 適用

1. 本章は、道路工事における道路土工、地盤改良工、舗装工、排水構造物工、縁石工、踏掛版工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、橋梁付属物工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 道路土工、地盤改良工、仮設工は、第1編第2章第4節道路土工、第3編第1章第7節地盤改良工及び第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成4年12月)
日本道路協会	道路土工—排水工指針	(昭和62年6月)
日本道路協会	<u>道路土工要綱</u>	<u>(平成21年6月)</u>
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(昭和63年12月)
日本道路協会	舗装再生便覧	<u>(平成22年12月)</u>
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)
日本道路協会	道路反射鏡設置指針	(昭和55年12月)
日本道路協会	防護柵設置基準・同解説	(平成20年1月)
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	(昭和62年1月)
日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	(昭和60年9月)

H23.10.1～

第4編 第2章 舗装

段排水・縦排水)、排水性舗装用路肩排水工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 排水構造物工(路面排水工)の施工については、道路土工要領の排水施設の施工の規定及び本編2-5-3側溝工、2-5-5集水枡(街渠枡)・マンホール工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

2-4-2 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編1-3-3作業土工の規定によるものとする。

2-4-3 側溝工

1. 請負者は、L型街渠又はL0型街渠、プレキャストU型側溝の設置については、設計図書又は監督員の指示する勾配で下流側または、低い側から設置するとともに、底面は滑らかで様な勾配になるように施工しなければならない。
2. 請負者は、L型街渠及びL0型街渠、プレキャストU型側溝のコンクリート製品の接合部について、取付部は、特に指定しない限り、セメントと砂の比が1:3の容積配分のモルタル等を用い、漏水のないように入念に施工しなければならない。
3. 請負者は、側溝蓋の施工にあたって材料が破損しないよう丁寧に施工しなければならない。

2-4-4 管渠工

1. 管渠の設置については、第4編2-4-3側溝工の規定によるものとする。
2. 請負者は、管渠のコンクリート製品の接合部については、第4編2-4-3側溝工の規定によるものとする。
3. 請負者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。

2-4-5 集水枡(街渠枡)・マンホール工

1. 請負者は、街渠枡の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
2. 請負者は、街渠枡及びマンホール工の施工にあたっては、管渠等との接合部において、特に指定しない限りセメントと砂の比が1:3の配合のモルタ

H23.10.1~

第4編 第2章 舗装

ル等を用いて漏水の生じないように施工しなければならない。

3. 請負者は、マンホール工の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
4. 請負者は、蓋の施工にあたっては、蓋のずれ、跳ね上がり、浮き上がり等のないようにしなければならない。

2-4-6 地下排水工

地下排水工の施工については、第4編1-8-6地下排水工の規定によるものとする。

2-4-7 場所打水路工

場所打水路工の施工については、第4編1-8-7場所打水路工の規定によるものとする。

2-4-8 排水工(小段排水・縦排水)

排水工の施工については、第4編1-8-8排水工(小段排水・縦排水)の規定によるものとする。

2-4-9 排水性舗装用路肩排水工

1. 請負者は、排水性舗装用路肩排水工の施工にあたって底面は滑らかで不陸を生じないように施工するものとする。
2. 請負者は、排水性舗装用路肩排水工の集水管の施工にあたっては浮き上がり防止措置を講ずるものとする。

第5節 縁石工

2-5-1 一般事項

1. 本節は、縁石工として作業土工、縁石工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、縁石工の施工にあたり、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 請負者は、縁石工の施工にあたって、道路土工-盛土工指針の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

2-5-2 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編1-3-3作業土工の規定によるものとする。

2-5-3 縁石工

縁石工の施工については、第3編1-3-8縁石工の規定によるものとする。

第6節 踏掛版工

2-6-1 一般事項

1. 本節は、踏掛版工として作業土工、踏掛版工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、踏掛版工の施工にあたり、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 請負者は、踏掛版工の施工については、道路土工－盛土工指針の踏掛版及び施工の規定による。
これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

2-6-2 材料

1. 踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第3編1-6-2アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。
2. 踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、設計図書によるものとする。

2-6-3 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編1-3-3作業土工の規定によるものとする。

2-6-4 踏掛版工

1. 床掘り・埋戻しを行う場合は、第3編1-3-3作業土工の規定によるものとする。
2. 踏掛版の施工にあたり、縦目地及び横目地の設置については、第3編1-6-6コンクリート舗装工の規定によるものとする。
3. 請負者は、ラバーシューの設置にあたり、既設構造物と一体となるように設置しなければならない。
4. 請負者は、アンカーボルトの設置にあたり、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。

第7節 防護柵工

2-7-1 一般事項

1. 本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、監督員と協

議しなければならない。

3. 請負者は、防護柵工の施工にあたって、防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工の規定、道路土工要綱 第5章施工計画の規定および第3編1-3-11 路側防護柵工、1-3-10 防止柵工の規定による。

これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

2-7-2 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編1-3-3 作業土工の規定によるものとする。

2-7-3 路側防護柵工

1. 路側防護柵工の施工については、第3編1-3-11 路側防護柵工の規定によるものとする。
2. 請負者は、防護柵に視線誘導標を取り付ける場合は「視線誘導標設置基準 同解説」(昭和59年10月社団法人日本道路協会)により取付けなければならない。

防護柵の規格は、設計図書によるものとする。

2-7-4 防止柵工

防止柵工の施工については、第3編1-3-10 防止柵工の規定によるものとする。

2-7-5 ボックスビーム工

1. 請負者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合請負者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。
2. 請負者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかななければならない。
3. 請負者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中にボックスビームを設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、監督員と設計図書に関して協議して定めなければならない。
4. 請負者は、ボックスビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。

2-7-6 車止めポスト工

1. 請負者は、車止めポストを設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。
2. 請負者は、車止めポストの施工にあたって、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。

2-7-7 防護柵基礎工

1. 防護柵基礎工の施工については、第1編3章の無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
2. 請負者は、防護柵基礎工の施工にあたっては、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

第8節 標識工

2-8-1 一般事項

1. 本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、設計図書により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは監督員と協議しなければならない。
3. 請負者は、標識工の施工にあたって、道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工の規定、道路土工要綱 第5章施工計画の規定、第3編1-3-9小型標識工、1-3-3作業土工の規定、1-10-5土留・仮締切工の規定、及び道路標識ハンドブックによる。
これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

2-8-2 材料

1. 標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-12-1道路標識の規定によるものとする。
2. 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）からJIS K 5674（鉛・クロムフリー錆止めペイント）に適合するものを用いるものとする。
3. 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管杭）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。

4. 請負者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。
5. 請負者は、標識板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。
6. 請負者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、表示しなければならない。

2-8-3 小型標識工

小型標識工の施工については、第3編1-3-9小型標識工の規定によるものとする。

2-8-4 大型標識工

1. 請負者は、支柱建て込みについては、標示板の向き、角度、標示板との支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。
2. 請負者は、支柱建込み及び標識板の取付けについては、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないように努めなければならない。

第9節 区画線工

2-9-1 一般事項

1. 本節は、区画線工として、区画線工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、区画線工の施工にあたり、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 請負者は、区画線工の施工にあたって、道路標識・区画線及び道路表示に関する命令、道路土工要綱 第5章施工計画の規定、第3編1-3-12区画線工の規定による。

これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

2-9-2 区画線工

1. 区画線工の施工については、第3編1-3-12区画線工の規定によるものとする。
2. 区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により施工するものとする。
3. 路面表示の抹消にあたっては、既設表示を何らかの乳剤で塗りつぶす工法を取ってはならない。

4. ペイント式(常温式) に使用するシンナーの使用量は10%以下とする。

第10節 道路植栽工

2-10-1 一般事項

1. 本節は、道路植栽工として、道路植栽工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、道路植栽工の施工にあたり、障害物がある場合などは、対応に関して監督員と協議しなければならない。
3. 請負者は、道路植栽工の施工については、道路緑化技術基準・同解説第4章設計・施工の規定、道路土工要綱の規定、本編2-10-2道路植栽工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

2-10-2 材料

1. 道路植栽工で使用する客土は、植物の生育に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入していない現場発生土または、購入土とするものとする。
2. 道路植栽工で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んな栽培品とし、設計図書に定められた形状寸法を有するものとする。
3. 請負者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。
また、必要に応じ現地(栽培地)において監督員が確認を行うが、この場合監督員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
4. 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類の特殊樹にあつて「幹高」とする場合は幹部の垂直高とする。
5. 枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とし、測定方法により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値であつて、一部の突き出し枝は含まないものとする。周長は、樹木の幹の周長とし、根鉢の上端より1.2m上りの位置を測定するものとし、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定するものとする。また、幹が2本以上の樹木の場合においては、おのおのの幹周の総和の70%をもって幹周とする。なお、株立樹木の幹が、指定本

説第5章の施工の規定，道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工の規定，道路土工要綱の規定，道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工の規定，3-3-13道路付属物工の規定，本編2-11-3境界工，2-11-5ケーブル配管工及び2-11-6照明工の規定による。

これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

2-11-2 材料

境界工で使用する境界杭の材質は，第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定によるものとする。

2-11-3 境界工

1. 請負者は，境界杭及び境界鋏の施工にあたっては，原則として，杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。
2. 請負者は，境界杭及び境界鋏の施工にあたっては，設置後動かないよう突固め等の処理を行わなければならない。
3. 請負者は境界の施工前及び施工後において，近接所有者の立会による境界確認を行うものとし，その結果を監督員に報告しなければならない。
4. 請負者は，施工に際して近接所有者と問題が生じた場合，監督員に報告するものとし，その処置について協議しなければならない。

2-11-4 道路付属物工

道路付属物工の施工については，第3編1-3-13道路付属物工の規定によるものとする。

2-11-5 ケーブル配管工

ケーブル配管及びハンドホルの設置については，第4編2-4-3側溝工，2-4-5集水枡(街渠枡)・マンホール工の規定によるものとする。

2-11-6 照明工

1. 請負者は，照明柱基礎の施工に際し，アースオーガにより掘削する場合は，掘削穴の偏心及び傾斜に注意しながら掘削を行わなければならない。
2. 請負者は，アースオーガにより掘削する場合は，地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には，ただちに応急措置を行い，関係機関への連絡を行なうとともに，監督員に報告し指示を受けなければならない。
3. 請負者は，照明柱の建込みについては，支柱の傾斜の有無に注意して施工しなければならない。
4. 請負者は，照明柱の建込みについては，付近の構造物，道路交通に特に支

第4編 第3章 橋梁下部

日本道路協会	道路橋示方書・同解説(Ⅱ 鋼橋編)	(平成14年3月)
日本道路協会	道路橋示方書・同解説(Ⅳ 下部構造編)	(平成14年3月)
日本道路協会	道路橋示方書(V 耐震設計編)	(平成14年4月)
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(昭和60年2月)
日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成17年12月)
日本道路協会	道路橋補修便覧	(平成元年8月)
日本道路協会	杭基礎施工便覧	(平成19年1月)
日本道路協会	杭基礎設計便覧	(平成19年2月)
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成9年12月)
日本道路協会	<u>道路土工要綱</u>	<u>(平成21年6月)</u>
日本道路協会	道路土工－擁壁工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工－カルバート工指針	<u>(平成22年3月)</u>
日本道路協会	道路土工－仮設構造物工指針	(平成11年3月)

第3節 工場製作工

3-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、鋼製橋脚製作工、アンカーフレーム製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、製作に着手する前に、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。
3. 請負者は、JIS B 7512 (鋼製巻尺) の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これによりがたい場合は監督員の承諾を得るものとする。
4. 請負者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。
5. 請負者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の要求があった場合は遅滞なく提示しなければならない。

H23.10.1～

第3節 工場製作工

4-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、橋梁用防護柵製作工、橋梁用高柵製作工、横断歩道橋製作工、鋳造費、アンカーフレーム製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、製作に着手する前に、第1編1-1-6施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。
3. 請負者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示しなければならない。
4. 請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。
5. 主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な材能を持つ部材をいうものとする。

4-3-2 材料

1. 受注者は、鋼材の材料について、第2編第1章一般事項の規定により材料確認を行わなければならない。なお、確認にあたり鋼材にJ I Sマーク表示のないもの（J I Sマーク表示認証を受けていないもの、J I Sマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む）については下記によるものとする。
 - ① 鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認によるものとする。なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限る。
 - ② 鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なもののうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。なお、機械試験の対象とする材料の選定については監督員と協議するものとする。
 - ③ 上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認を行うものとする。

第4編 第1章 道路改良

- 1-1. 受注者は、鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される鋼材の品質が記されたミルシートについて、工事完成時に提出するものとする。
2. 請負者は、溶接材料の使用区分を表4-1に従って設定しなければならない。

表4-1 溶接材料区分

	使 用 区 分
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料

請負者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。

なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。

- (1) 耐候性鋼材を溶接する場合
- (2) SM490以上の鋼材を溶接する場合

3. 請負者は、被覆アーク溶接棒を表4-2に従って乾燥させなければならない。

表4-2 溶接棒乾燥の温度と時間

溶接棒の種類	溶 接 棒 の 状 態	乾 燥 温 度	乾 燥 時 間
軟鋼用被覆アーク溶接棒	乾燥（開封）後12時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	100 ～ 150℃	1時間以上
低水素系被覆アーク溶接棒	乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300 ～ 400℃	1時間以上

H23.10.1～

によるものとする。

4-4-9 架設工(トレベラークレーン架設)

1. 請負者は、片持式工法の場合については、架設中の構造系が完成系と異なるので、架設中の部材の応力や変形について、安全性を検討しておかなければならない。
2. 請負者は、片持架設の各段階ごとの応力とたわみの算定と、閉合直前の温度差によるキャンバーと曲り量を調査して、あらかじめ調整装置を準備しておかなければならない。
3. 請負者は、最小断面部(連続桁の変曲点部)の応力を検討し、トラス橋の場合は、トラベラークレーンが上弦材を通る時の各段階での応力を検討して安全であることを確認しなければならない。
4. 請負者は、釣合片持式架設では、風荷重による支点を中心とした回転から生ずる応力を算定し、その対策を講じなければならない。
5. 請負者は、閉合のため、各支点到調整可能な装置を設置し、またセットバックして押した桁を引寄せることのできる設備を準備しなければならない。
6. 請負者は、現場の事情で、トラベラークレーンを解体するために架設完了したトラスの上を後退させる場合には、後退時の上弦材応力を検討しなければならない。
7. 請負者は、計画時のトラベラークレーンの仮定自重と、実際に使用するトラベラークレーンの自重に差を生じる場合があるので、施工前に再度検討しておかなければならない。

4-4-10 支承工

請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章支承部の施工によらなければならない。

これによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

4-4-11 現場継手工

1. 請負者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。
また、接合される材片の接触面を0.4以上のすべり係数が得られるように、下記に示す処置を施すものとする。
 - (1) 接触面を塗装しない場合、接触面は黒皮を除去して粗面とするものとする。請負者は、材片の締付けにあたっては、接触面の浮きさび、油、泥などを清掃して取り除かなければならない。
 - (2) 接触面を塗装する場合は、表4-5に示す条件に基づき、厚膜型無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。

第4編 第4章 鋼橋上部

月日，ロット番号，色彩，数量を明記）の確認を監督員に受けなければならない。

17. 記録

- (1) 請負者が，記録として作成・保管する施工管理写真は，カラー写真とするものとする。
~~—また，監督員の請求があった場合は，遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。~~
- (2) 請負者は，最終塗装の完了後，橋体起点側(左) または終点側(右) 外桁腹板にペイント又は，塩ビ系の粘着シートをもって図4-2のとおり記録しなければならない。

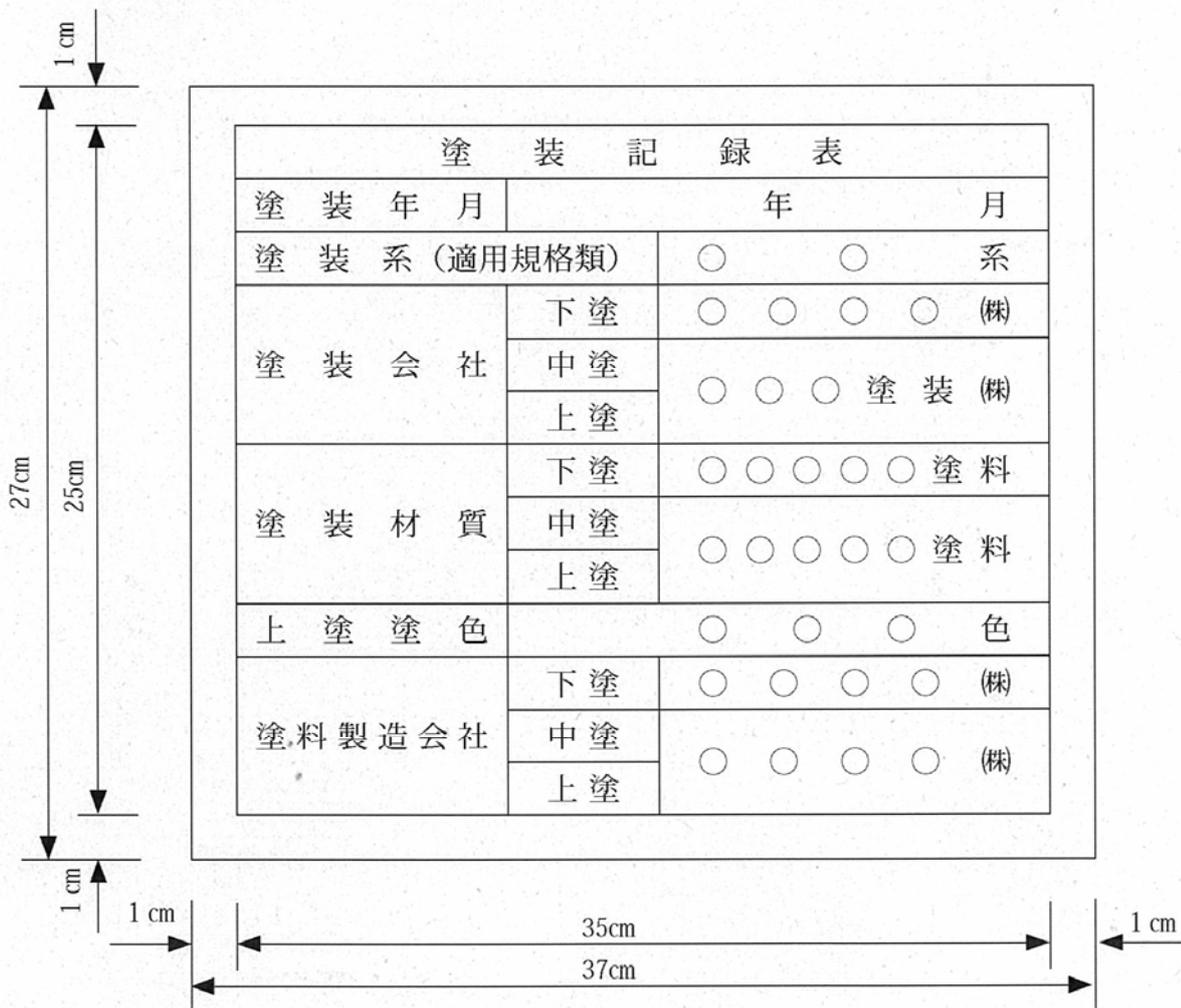


図4-2

H23.10.1~

い。

- (1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行うものとする。
- (2) グラウトについては、第4編5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

5-4-6 支承工

請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章支承部の施工によらなければならない

これによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

5-4-7 架設工(クレーン架設)

架設工(クレーン架設)の施工については、第4編4-4-4架設工(クレーン架設)の規定によるものとする。

5-4-8 架設工(架設桁架設)

桁架設については、第4編4-4-4架設工(架設桁架設)の規定によるものとする。

5-4-9 床版・横組工

横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第4編5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

5-4-10 落橋防止装置工

請負者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。

第5節 プレビーム桁橋工

5-5-1 一般事項

1. 本節は、プレビーム桁橋工としてプレビーム桁製作工(現場)、支承工、架設工(クレーン架設)、架設工(架設桁架設)、床版・横組工、局部(部分)プレストレス工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提出しなければならない。
3. 請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。
4. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、次の事項を施工計画書に記載しなければならない。

第4編 第5章 コンクリート橋上部

直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認するものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。

- (2) リリース時のコンクリートの材令は、5日以上とするものとする。ただし、蒸気養生等特別な養生を行う場合は、請負者は、その養生方法等を監督員に提出の上、最低3日以上確保しなければならない。
 - (3) 請負者は、リリース時導入応力の管理は、プレベーム桁のたわみ量により行わなければならない。なお、たわみ量の許容値は、設計値に対して±10%で管理するものとする。
3. 請負者は、ブロック工法において主桁を解体する場合は、適切な方法で添接部を無応力とした上で行わなければならない。
 4. 主桁の組立てについては、第4編4-4-3地組工の規定によるものとする。
 5. 横桁部材の連結に使用する高力ボルトについては、第4編4-4-11現場継手工の規定によるものとする。
 6. 請負者は、主桁製作設備の施工については、下記の規定によらなければならない。
 - (1) 主桁製作設備については、設計図書に示された固定点間距離に従って設けるものとする。
 - (2) 支持台の基礎については、ベースコンクリートの設置等により有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。

5-5-3 支承工

請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章支承部の施工によらなければならない

これによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

5-5-4 架設工(クレーン架設)

架設工(クレーン架設)の施工については、第4編4-4-4架設工(クレーン架設)の規定によるものとする。

5-5-5 架設工(架設桁架設)

桁架設については、第4編4-4-4架設工(クレーン架設)の規定によるものとする。

5-5-6 床版・横組工

横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第4編5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

(4) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理, 検査等)

5. 請負者は, シースの施工については, セメントペーストの漏れない構造とし, コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。
6. 請負者は, 定着具及び接続の使用については, 定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり, 破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
7. 請負者は, PC鋼材両端のねじの使用については, JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。

5-6-2 架設支保工(固定)

支保工及び支保工基礎の施工については, 第1編第3章第4節型枠及び支保の規定によるものとする。

5-6-3 支承工

請負者は, 支承工の施工については, 道路橋支承便覧(日本道路協会) 第5章支承部の施工によらなければならない。

これによりがたい場合は, 監督員の承諾を得なければならない。

5-6-4 PCホロースラブ製作工

1. 請負者は, 円筒型枠の施工については, コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。
2. 請負者は, 移動型枠の施工については, 型枠の移動が円滑に行われるための装置を設置しなければならない。
3. コンクリートの施工については, 第4編5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
4. PCケーブル・PC緊張の施工については, 第4編5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
5. 請負者は, 主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は, プレストレストコンクリート工法設計施工指針(土木学会) 第6章施工の規定により施工しなければならない。
6. グラウトの施工については, 第4編5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

5-6-5 落橋防止装置工

落橋防止装置工の施工については, 第4編5-4-10落橋防止装置工の規定によるものとする。

第7節 RCホロースラブ橋工

5-7-1 一般事項

1. 本節は、RCホロースラブ橋工として架設支保工(固定)、支承工、RC場所打ホロースラブ製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提出しなければならない。
3. 請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。
4. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、次の事項を施工計画書に記載しなければならない。
 - (1) 使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)
 - (2) 施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)
 - (3) 主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)
 - (4) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)
5. 請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。
6. 請負者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
7. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。

5-7-2 架設支保工(固定)

支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第4節型枠及び支保の規定によるものとする。

5-7-3 支承工

請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章支承部の施工によらなければならない。

これによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

5-7-4 RC場所打ホロースラブ製作工

円筒型枠の施工については、第4編5-6-4PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。

5-7-5 落橋防止装置工

落橋防止装置工の施工については、第4編5-4-10落橋防止装置工の規定によるものとする。

第8節 PC版桁橋工

5-8-1 一般事項

1. 本節は、PC版桁橋工としてPC版桁製作工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、次の事項を施工計画書に記載しなければならない。
 - (1) 使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)
 - (2) 施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)
 - (3) 主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)
 - (4) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)
3. 請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。
4. 請負者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
5. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。

5-8-2 PC版桁製作工

1. 移動型枠の施工については、第4編5-6-4PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。
2. コンクリート・PCケーブル・PC緊張の施工については、第4編5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
3. PC固定・PC継手の施工については、第4編5-6-4PCホロースラブ

H23.10.1～

製作工の規定によるものとする。

4. 横締めケーブル・横締め緊張・グラウトがある場合の施工については、第4編5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

第9節 PC箱桁橋工

5-9-1 一般事項

1. 本節は、PC箱桁橋工として架設支保工(固定)、支承工、PC箱桁製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提出しなければならない。
3. 請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。
4. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、次の事項を施工計画書に記載しなければならない。
 - (1) 使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)
 - (2) 施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)
 - (3) 主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)
 - (4) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)
5. 請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。
6. 請負者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
7. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。

5-9-2 架設支保工(固定)

支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保の規定によるものとする。

5-9-3 支承工

請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章支承部の施工によらなければならない。

これによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

5-9-4 PC箱桁製作工

1. 移動型枠の施工については、第4編5-6-4 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。
2. コンクリート・PCケーブル・PC緊張の施工については、第4編5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
3. PC固定・PC継手の施工については、第4編5-6-4 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。
4. 横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトの施工については、第4編5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

5-9-5 落橋防止装置工

落橋防止装置工の施工については、第4編5-4-10落橋防止装置工の規定によるものとする。

第10節 PC片持ち箱桁橋工

5-10-1 一般事項

1. 本節は、PC片持ち箱桁橋工としてPC版桁製作工、支承工、架設工(片持架設)その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提出しなければならない。
3. 請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。
4. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、次の事項を施工計画書に記載しなければならない。
 - (1) 使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)
 - (2) 施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)
 - (3) 主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)
 - (4) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)

H23.10.1～

5. 請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。
6. 請負者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
7. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。

5-10-2 PC版桁製作工

1. コンクリート・PC鋼材・PC緊張の施工については、第4編5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
2. PCケーブルのPC固定・PC継手の施工については、第4編5-6-4PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。
3. 請負者は、PC鋼棒のPC固定及びPC継手（普通継手・緊張端継手）がある場合はプレストレストコンクリート工法設計施工指針（土木学会）第6章施工により施工しなければならない。
4. 横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウト等がある場合の施工については、第4編5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

5-10-3 支承工

請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工によらなければならない

これによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

5-10-4 架設工（片持架設）

1. 作業車の移動については、第4編4-4-4架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。
2. 請負者は、仮支柱が必要な場合、有害な変形等が生じないものを使用しなければならない。
3. 支保工基礎の施工については、第1編3-8-2支保の規定によるものとする。

第11節 PC押出し箱桁橋工

5-11-1 一般事項

1. 本節は、PC押出し箱桁橋工としてPC押出し箱桁製作工、架設工(押出し架設)その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提出しなければならない。
3. 請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。
4. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、次の事項を施工計画書に記載しなければならない。
 - (1) 使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)
 - (2) 施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)
 - (3) 主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)
 - (4) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)
5. 請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。
6. 請負者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
7. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。

5-11-2 PC押出し箱桁製作工

1. コンクリート・PC鋼材・PC緊張の施工については、第4編5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
2. PCケーブルのPC固定・PC継手の施工については、第4編5-6-4 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。
3. PC鋼棒のPC固定及びPC継手(普通継手・緊張端継手)の施工については、第4編5-10-2 PC版桁製作工の規定によるものとする。

員へ提出しなければならない。

10. 請負者は、火薬取扱主任を定め、火薬取扱量、火薬取扱主任の経歴書を爆破による掘削の着手前に監督員に提示しなければならない。また、火薬取扱者は、関係法規を遵守しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

建設省	道路トンネル技術基準	(平成元年5月)
日本道路協会	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	(平成15年11月)
日本道路協会 (平成13年10月)	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (平成13年10月)	(平成13年10月)
土木学会	トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説	(平成18年7月)
土木学会	トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説	(平成18年7月)
土木学会	トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説	(平成18年7月)
日本道路協会	道路トンネル観察・計測指針	(平成21年12月)
建設省	道路トンネルにおける非常用施設(警報装置) の標準仕様	(昭和43年12月)
建設省	道路トンネル非常用施設設置基準	(昭和56年4月)
日本道路協会	道路土工—擁壁工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工—カルバート工指針	(平成22年3月)
日本道路協会	道路土工—仮設構造物工指針	(平成11年3月)
建設労働災害防止協会	ずい道等建設工事等における換気技術指針 (設計及び粉じん等の測定)	(平成17年6月)
日本道路協会	道路トンネル安全施工技術指針	(平成8年10月)
労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関する ガイドライン	(平成20年3月)

第8章 コンクリートシェッド

第1節 適用

1. 本章は、道路工事における道路土工、プレキャストシェッド下部工、プレキャストシェッド上部工、RCシェッド工、シェッド付属物工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 道路土工は、第1編第2章第4節道路土工の規定によるものとする。
3. 仮設工は、第3編第1章第10節仮設工の規定によるものとする。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書・同解説(I 共通編)	(平成14年3月)
日本道路協会	道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋編)	(平成14年3月)
日本道路協会	道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)	(平成14年3月)
日本道路協会	道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)	(平成14年3月)
日本道路協会	<u>道路土工要綱</u>	<u>(昭和61年11月)</u>
日本道路協会	道路土工—排水工指針	(昭和62年6月)
日本道路協会	道路土工—擁壁工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工—カルバート工指針	<u>(平成22年3月)</u>
日本道路協会	道路土工—仮設構造物工指針	(平成11年3月)
土木学会	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	(平成3年3月)
日本道路協会	杭基礎施工便覧	(平成19年1月)
日本道路協会	杭基礎設計便覧	(平成19年2月)
日本道路協会	コンクリート道路橋設計便覧	(平成6年3月)

H23.10.1～

第4編 第9章 鋼製シェッド

日本建設機械化協会	除雪・防雪ハンドブック(防雪編)	(平成16年12月)
日本道路協会	<u>道路土工要綱</u>	<u>(平成21年6月)</u>
日本道路協会	道路土工－擁壁工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工－排水工指針	(昭和62年6月)
日本道路協会	落石対策便覧	(平成12年6月)
日本道路協会	道路土工－カルバート工指針	<u>(平成22年3月)</u>
日本道路協会	道路土工－仮設構造物工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路防雪便覧	(平成2年5月)

第3節 工場製作工

9-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として、梁(柱)製作工、屋根製作工、鋼製排水管製作工、鋳造費、工場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、製作に着手する前に、原寸、工作、溶接等製作に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。
3. 請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示すものを使用しなければならない。
4. 請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。

9-3-2 材料

材料については、第4編4-3-2材料の規定によるものとする。

9-3-3 梁(柱)製作工

梁(柱)製作工の施工については、第3編1-3-14桁製作工の規定によるものとする。

9-3-4 屋根製作工

屋根製作工の施工については、第3編1-3-14桁製作工の規定によるものとする。

第15章 道路維持

第1節 適用

1. 本章は、道路工事における巡視・巡回工，道路土工，舗装工，排水構造物工，防護柵工，標識工，道路付属施設工，軽量盛土工，擁壁工，石・ブロック積(張)工，カルバート工，法面工，橋梁床版工，橋梁付属物工，横断歩道橋工，現場塗装工，トンネル工，道路付属物復旧工，道路清掃工，植栽維持工，除草工，冬期対策施設工，応急処理工，構造物撤去工，仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 道路土工は第1編第2章第4節道路土工，構造物撤去工は第3編第1章第9節構造物撤去工，仮設工は第3編第1章第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については，第1編共通編，第2編材料編，第3編土木工事共通編及び本編第1章～12章の規定によるものとする。
4. 請負者は，道路維持の施工にあたっては，安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。
5. 請負者は，工事区間内での事故防止のため，やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は，第1編総則1-1-50の規定に基づき処置しなければならない。
6. 維持委託工事については，本章の適用にあたって監督員と協議しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は，設計図書において特に定めのない事項については，下記の基準類によらなければならない。なお，基準類と設計図書に相違がある場合は，原則として設計図書の規定に従うものとし，疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年12月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)
日本道路協会	道路橋補修便覧	(昭和54年2月)

H23.10.1～

受けなければならない。

4. 請負者は、通常巡回終了後速やかに、設計図書に定める様式により巡回日誌を監督員に提出しなければならない。
5. 緊急巡回は、監督員の指示する実施時期及び箇所について、監督員の指示する内容の情報収集及び連絡を行うものとする。
6. 通常巡回及び緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主任技術者または同等以上の者でなければならない。
なお、緊急の場合などで監督員が承諾した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねることができないものとする。

第4節 舗装工

15-4-1 一般事項

1. 本節は、舗装工として路面切削工，舗装打換え工，切削オーバーレイ工，オーバーレイ工，路上再生工，薄層カラー舗装工，コンクリート舗装補修工，アスファルト舗装補修工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、舗装工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
3. 舗装工の施工による発生材の処理は、第3編1-9-15運搬処理工の規定によるものとする。

15-4-2 材料

1. アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS A 2207（石油アスファルト）の規格に適合するものとする。
なお、ブローンアスファルトの針入度は設計図書によるものとする。
2. 請負者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に監督員に品質証明書の承諾を得なければならない。
3. パッチングに使用する材料は、アスファルト舗装要綱に準ずる。

15-4-3 路面切削工

請負者は、設計図書の照査のため、路面切削前に縦横断測量（縦横断図作成のための測量ではない）を行い、舗設計画図面を作成し、監督員と協議しなければならない。なお、設計図書に縦横断図が無い場合は、監督員と協議しなければならない。また、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。

15-4-4 舗装打換え工

1. 既設舗装の撤去

- (1) 請負者は、設計図書に示された断面となるように、既設舗装を撤去しなければならない。
- (2) 請負者は、設計図書に基づき、舗装を切断する場合は、傾斜式カッター又は垂直切断後の面取り工法により、切断面を斜めに仕上げなければならない。また、切断面には舗設時に、タックコート材を塗付するものとする。設計図書に定めのない場合は、切断面の処置方法について監督員と協議しなければならない。
- (3) 請負者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が持たれた場合や、計画撤去層により下層に不良部分が発見された場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

2. 舗設

請負者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。

- (1) シックリフト工法により瀝青安定処理を行う場合は、設計図書に示す条件で施工を行わなければならない。
- (2) 隅角部、縁部の締固めは、特に入念に行わなければならない。
- (3) 舗設途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。
- (4) 車道打換等によって生じる段差の摺付について、横断方向(車の進行方向)の段差は5%以内の勾配で日々行い、交通開放しなければならない。なお、縦断方向(道路中央線方向)の段差は原則としてつくってはならない。
- (5) 交通解放時の舗装表面の温度は、監督員の指示による場合を除き、50℃以下としなければならない。

15-4-5 切削オーバーレイ工

1. 路面切削工の施工については、第4編15-4-3路面切削工の規定によるものとする。
2. 切削面の整備
 - (1) 請負者は、オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。
 - (2) 請負者は、施工面に異常を発見した時は、ただちに監督員に報告し、速やかに監督員と設計図書に関して協議しなければならない。

3. 舗設

請負者は、施工面を整備した後、第3編第1章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を行なわなければならない。ただし交通開放時の舗装表面温度は、監督員の指示による場合を除き50℃以下としなければならない。

15-4-6 オーバーレイ工

1. 施工面の整備

- (1) 請負者は、設計図書の照査のため、施工前に、縦横断測量(縦横断図作成のための測量ではない)を行い、舗設計画図面を作成し、監督員と協議しなければならない。なお、設計図書に縦横断図が無い場合は、監督員と協議しなければならない。

縦横断測量の間隔は設計図書によるものとする。特に定めていない場合は20m間隔とする。

- (2) 請負者は、オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。
- (3) 既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。
- (4) 請負者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督員に報告し、すみやかに監督員と設計図書に関して協議しなければならない。

2. 舗設

- (1) セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計図書によるものとする。
- (2) 舗装途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。

15-4-7 路上再生工

1. 路上再生路盤工については、以下の規定によるものとする。

(1) 施工面の整備

- ① 請負者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。
- ② 既設アスファルト混合物の切削除去または予備破碎などの処置は設計図書によるものとする。
- ③ 請負者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督員に報告し、すみやかに監督員と設計図書に関して協議しなければならない。

(2) 添加材料の使用量

- ① セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計図書によるものとする。

ない。

- ② 請負者は、施工中に異常を発見した場合には、ただちに監督員に報告し、すみやかに監督員と設計図書に関して協議しなければならない。

(6) 整形及び締固め

- ① 請負者は、破碎混合した路上再生路盤材を整形した後、締固めなければならない。
- ② 請負者は、路上再生路盤の厚さが20cmを越える場合の締固めは、振動ローラにより施工しなければならない。

(7) 養生

養生については、第3編1-6-5アスファルト舗装工により施工するものとする。

2. 路上表層再生工については、以下の規定によるものとする。

(1) 施工面の整備

- ① 請負者は、設計図書の照査のため、施工前に縦横断測量（縦横断図作成のための測量ではない）を行い、舗設計画図面を作成し、監督員と協議しなければならない。なお、設計図書に縦横断図が無い場合は、監督員と協議しなければならない。

縦横断測量の間隔は設計図書によるものとする。特に定めていない場合は20m間隔とする。

- ② 請負者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。
- ③ 既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。
- ④ 請負者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督員に報告し、すみやかに監督員と設計図書に関して協議しなければならない。

(2) 室内配合

- ① 請負者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編1-6-2アスファルト舗装の材料、表1-22マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。
- ② 請負者は、リペーブ方式の場合、新規アスファルト混合物の室内配合を第3編1-6-1一般事項により行わなければならない。また、既設

10. 請負者は、目地補修において、注入目地材により舗装版目地部の補修を行う場合には、施工前に古い目地材、石、ごみ等を取り除かなければならない。
なお、目地板の上に注入目地材を使用している目地は、注入目地部分の材料を取り除くものとし、また、一枚の目地板のみで施工している目地は目地板の上部3cm程度削り取り、目地材を注入しなければならない。
11. 請負者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひびわれ部の補修を行う場合には、注入できるひびわれはすべて注入し、注入不能のひびわれは、施工前に監督員と工法を協議しなければならない。
12. 請負者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひびわれ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。
なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を $0.8\text{ l} / \text{m}^2$ 程度を塗布のうえ張付けなければならない。
13. 請負者は、目地補修におけるクラック防止シート張りの継目については、シートの重ね合わせを5～8cm程度としなければならない。
14. 請負者は、目地補修において目地及びひびわれ部が湿っている場合には、注入及び張付け作業を行ってはならない。

15-4-10 アスファルト舗装補修工

1. 請負者は、わだち掘れ補修の施工については、設計図書の照査のため、施工前に縦横断測量（縦横断図作成のための測量ではない）を行い、舗設計画図面を作成し監督員と協議しなければならない。なお、設計図書に縦横断図が無い場合は、監督員と協議しなければならない。
なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。
2. 請負者は、わだち掘れ補修の施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。
3. わだち掘れ補修施工箇所の新設舗装の不良部分の除去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。
4. 請負者は、わだち掘れ補修の施工にあたり施工面に異常を発見したときは、その処置方法について施工前に監督員と協議しなければならない。
5. 請負者は、わだち掘れ補修の施工については、本条第2項、第3項、第4項により施工面を整備した後、第3編第1章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って舗設を行わなければならない。
6. 請負者は、わだち掘れ補修の施工にあたり、施工箇所以外の施工面に接す

第4編 第15章 道路維持

る箇所については、施工端部がすり付けの場合はテープ、施工端部がすり付け以外の場合はぬき及びこまい等木製型枠を使用しなければならない。

7. 請負者は、わだち掘れ補修の瀝青材の散布については、タックコート材を施工面に均一に散布しなければならない。

なお、施工面端部については、人力により均一に塗布しなければならない。

8. 路面切削工の施工については、第4編15-4-3路面切削工の規定によるものとする。

9. 請負者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督員に報告しなければならない。
10. 請負者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形または長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これによりがたい場合は、施工前に監督員と協議しなければならない。
11. 請負者は、パッチングの施工については、垂直に切削し整形した面に均一にタックコート材を塗布しなければならない。
12. 請負者は、クラック処理の施工に先立ち、ひびわれ中のゴミ、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひびわれの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。

また、湿っている部分については、バーナなどで加熱し乾燥させなければならない。

13. 請負者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、監督員と協議しなければならない。

15-4-11 グルーピング工

1. 請負者は、グルーピングの施工については、施工前にグルーピング計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、溝厚・溝幅に変更のある場合は、設計図書に関して監督員と協議することとする。

H23.10.1～

2. 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）からJIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものを用いるものとする。
3. 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管ぐい）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。
4. 請負者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。
5. 請負者は、標識板の下地処理にあつたては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。
6. 請負者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示しなければならない。

15-7-3 小型標識工

小型標識工の施工については、第3編1-3-9小型標識工の規定によるものとする。

15-7-4 大型標識工

大型標識工の施工については、第4編2-8-4大型標識工の規定によるものとする。

第8節 道路付属施設工

15-8-1 一般事項

本節は、道路付属施設工として境界工、道路付属物工、ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種について定めるものとする。

15-8-2 材料

1. 境界工で使用する材料については、第4編2-11-2材料の規定によるものとする。
2. 踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第3編1-6-2アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。
3. 踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、設計図書によるものとする。
4. 組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合は、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定および設計図書によるものとする。

第10節 石・ブロック積(張) 工

15-10-1 一般事項

本節は、石・ブロック積(張) 工として作業土工、コンクリートブロック工、石積(張) 工その他これらに類する工種について定めるものとする。

15-10-2 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編1-3-3作業土工の規定によるものとする。

15-10-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、第3編1-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

15-10-4 石積(張) 工

石積(張) 工の施工については、第3編1-5-5石積(張) 工の規定によるものとする。

第11節 カルバート工

15-11-1 一般事項

1. 本節は、カルバート工として作業土工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. カルバートの施工については、道路土工—カルバート工指針7-1基本方針および道路土工要綱 2-6 構造の排水施設の設計、2-7 排水施設の施工の規定による。

これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

3. 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート(遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)、プレストレストコンクリート管(PC管))をいうものとする。

15-11-2 材料

プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、道路土工—カルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度の規定による。

これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

15-11-3 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編1-3-3作業土工の規定によるものとする。

15-11-4 場所打函渠工

場所打函渠工の施工については、第4編1-7-6場所打函渠工の規定によ

15-19-8 構造物清掃工

1. 請負者は、構造物清掃工の施工については、時期、箇所、方法等について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に報告しなければならない。
2. 請負者は、構造物清掃工の施工については、付随する非常用設備等を破損したり、浸水等により機能を低下させないように行わなければならない。
3. 請負者は、構造物清掃工の施工については、清掃による排水等が車道及び歩道に流出しないよう側溝や暗渠の排水状況を点検のうえ良好な状態に保たなければならない。

第20節 植栽維持工

15-20-1 一般事項

1. 本節は、植栽維持工として樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、植栽維持工の施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督員の指示を受けなければならない。
3. 請負者は、植栽維持工の施工については、施工箇所以外の樹木等に損傷を与えないように行わなければならない。また、植樹、掘取りにあたっては、樹木の根、枝、葉等に損傷を与えないように施工しなければならない。
4. 植栽維持工の施工による発生材の処理は、第3編1-9-15運搬処理工の規定によるものとする。

15-20-2 材料

1. 請負者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質証明書を提出し、確認を受けなければならない。
なお、薬剤については農薬取締法(平成19年3月改正 法律第8号)に基づくものでなければならない。
2. 客土及び間詰土は、育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものとする。
3. 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるよう移植または、根回した細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病虫害の無い栽培品とする。
4. 請負者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。この場合、監督員が確認して

第16章 道路修繕

第1節 適用

1. 本章は、道路工事における工場製作工，工場製品輸送工，道路土工，舗装工，排水構造物工，縁石工，防護柵工，標識工，区画線工，道路植栽工，道路付属施設工，軽量盛土工，擁壁工，石・ブロック積(張)工，カルバート工，法面工，落石雪害防止工，橋梁床版工，鋼桁工，橋梁支承工，橋梁付属物工，横断歩道橋工，橋脚巻立て工，現場塗装工，トンネル工，構造物撤去工，仮設工，その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 工場製品輸送工は第3編第1章第8節工場製品輸送工，道路土工は第1編第2章第4節道路土工，軽量盛土工は第3編第1章第11節軽量盛土工，構造物撤去工は第3編第1章第9節構造物撤去工，仮設工は第3編第1章第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に定めのない事項については，第1編共通編，第2編材料編，第3編土木工事共通編及び本編第1章～12章の規定によるものとする。
4. 請負者は，道路修繕の施工にあたっては，安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。
5. 請負者は，工事区間内での事故防止のため，やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は，第1編総則1-1-48の規定に基づき処置しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は，設計図書において特に定めのない事項については，下記の基準類によらなければならない。なお，基準類と設計図書に相違がある場合は，原則として設計図書の規定に従うものとし，疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成17年12月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)
日本道路協会	舗装再生便覧	<u>(平成22年12月)</u>
日本道路協会	道路橋補修便覧	(昭和54年2月)

H23.10.1～

るものとする。

第8節 標識工

16-8-1 一般事項

本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定めるものとする。

16-8-2 材料

1. 標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-12-1道路標識の規定によるものとする。
2. 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）からJIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものを用いるものとする。
3. 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管杭）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。
4. 請負者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。
5. 請負者は、標識板の下地処理にあつたては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。
6. 請負者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示しなければならない。

16-8-3 小型標識工

小型標識工の施工については、第3編1-3-9小型標識工の規定によるものとする。

16-8-4 大型標識工

大型標識工の施工については、第4編2-8-4大型標識工の規定によるものとする。

第9節 区画線工

16-9-1 一般事項

本節は、区画線工として区画線工その他これらに類する工種について定めるものとする。

るものとする。

16-12-4 プレキャスト擁壁工

プレキャスト擁壁工の施工については、第4編1-5-6プレキャスト擁壁工の規定によるものとする。

第13節 石・ブロック積(張)工

16-13-1 一般事項

本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工(床掘り・埋戻し)、コンクリートブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定めるものとする。

16-13-2 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編1-3-3作業土工の規定によるものとする。

16-13-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、第3編1-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

16-13-4 石積(張)工

石積(張)工の施工については、第3編1-5-5石積(張)工の規定によるものとする。

第14節 カルバート工

16-14-1 一般事項

1. 本節は、カルバート工として作業土工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. カルバートの施工については、道路土工—カルバート工指針7-1基本方針および道路土工要綱 2-6 構造の排水施設の設計、2-7 排水施設の施工の規定による。

これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

3. 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート(遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)、プレストレストコンクリート管(PC管))をいうものとする。

16-14-2 材料

請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、道路土工—カルバート工指針4-4 使用材料、

4-5 許容応力度の規定による。

これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

16-14-3 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編1-3-3作業土工の規定によるものとする。

16-14-4 場所打函渠工

場所打函渠工の施工については、第4編1-7-6場所打函渠工の規定によるものとする。

16-14-5 プレキャストカルバート工

プレキャストカルバート工の施工については、第4編1-7-7プレキャストカルバート工の規定によるものとする。

16-14-6 防水工

防水工の施工については、第4編1-7-8防水工の規定によるものとする。

第15節 法面工

16-15-1 一般事項

1. 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 法面の施工にあたって、道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編、道路土工一盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工、のり枠工の設計・施工指針第5章施工、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工の規定によるものとする。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

16-15-2 植生工

植生工の施工については、第3編1-3-7植生工の規定によるものとする。

16-15-3 法面吹付工

法面吹付工の施工については、第3編1-3-6吹付工の規定によるものとする。

16-15-4 法枠工

法枠工の施工については、第3編1-3-5法枠工の規定によるものとする。

16-15-5 法面施肥工

法面施肥工の施工については、第4編1-4-5法面施肥工の規定によるものとする。

16-15-6 アンカー工

アンカー工の施工については、第4編1-4-6アンカー工の規定によるものとする。

共通仕様書

土木工事編 II

(土木工事施工管理基準及び規格値)

平成22年7月1日

平成23年1月1日 一部改正

平成23年10月1日 一部改正

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書、第1編1-1-29「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

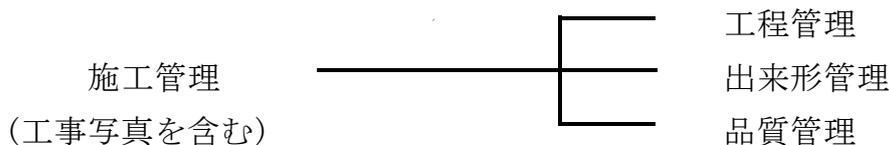
1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、福島県土木部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

6. 規 格 値

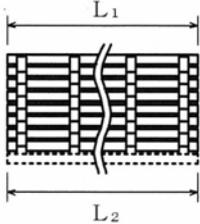
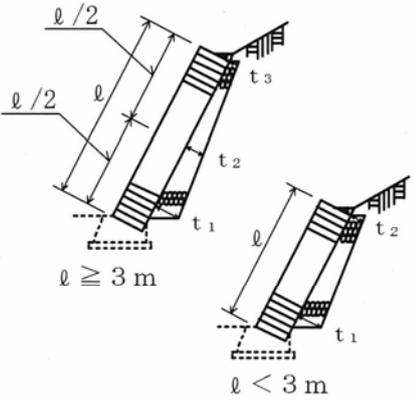
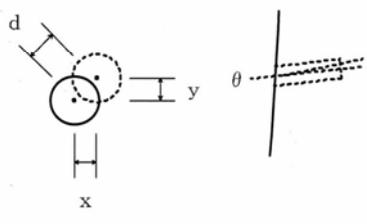
受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. そ の 他

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

土木工事施工管理基準及び規格値

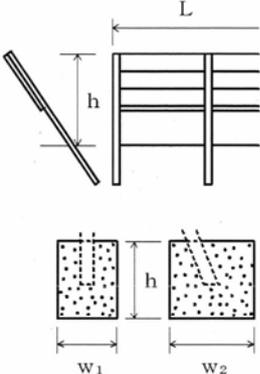
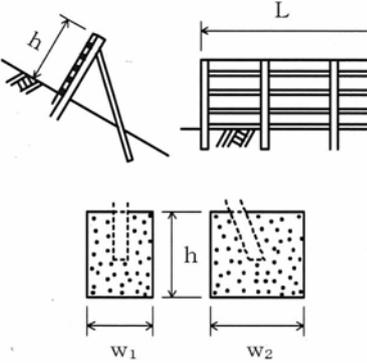
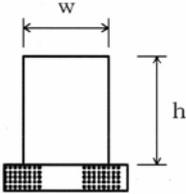
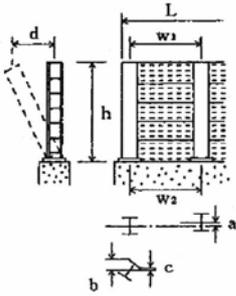
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	基準高 ∇	± 50	
						法長 l	$l < 5 \text{ m}$	-200
							$l \geq 5 \text{ m}$	法長-4%
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	基準高 ∇	-50	
						法長 l	$l < 5 \text{ m}$	-100
							$l \geq 5 \text{ m}$	法長-2%
						幅 w_1, w_2	-100	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ∇	-50	
						厚 さ t	-50	
						控 え 長 さ	設計値以上	
						高さ h	$h < 3 \text{ m}$	-50
							$h \geq 3 \text{ m}$	-100
						鉛 直 度 Δ	$\pm 0.03h$ かつ $\pm 300 \text{ mm}$ 以内	
						延 長 L	-200	

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合 は 50m）につき 1 箇所、延長 40m （又は 50m）以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。</p>		
<p>1 施工箇所毎</p>		
<p>全数（任意仮設は除く）</p>	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	<p>グラントアン カー等引抜き 耐力から設計 長（定着長） を決定してい るアンカーに 適用</p>

H23.10.1～

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
4 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2	1	遮音壁支柱製作工	部 材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$
4 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	7		補強土壁工 (補強土〔テールアル メ〕壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法) (のり面勾配1:0.6以 上)	基 準 高 ∇		± 50
						高 さ h	$h < 3$ m	-50
							$h \geq 3$ m	-100
							鉛 直 度 Δ	$\pm 0.03 h$ かつ ± 300 mm以内
							控 え 長 さ	設計値以上
							延 長 L	-200
							厚 さ t	-50
4 道 路 編	1 道 路 改 良	7 カ ル バ ー ト 工	6		場所打函渠工	基 準 高 ∇		± 30
						厚 さ $t_1 \sim t_4$		-20
						幅 (内法) w		-30
						高 さ h		± 30
						延 長 L	$L < 20$ m	-50
							$L \geq 20$ m	-100
4 道 路 編	1 道 路 改 良	9 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防止網工	幅 w		-200
						延 長 L		-200

H23.10.1~

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		
基礎 1 基毎		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		アンカーについては、ずれ止め等せん断耐力からアンカー規格(外径)を決定しているアンカーに適用
基礎 1 基毎 全数		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		
施工延長 5 スパンにつき 1 箇所		
1 施工箇所毎		

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<p>コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。</p>	<p>・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。また施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。</p> <p>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。</p> <p>・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</p>	
<p>2回/日(午前1回、午後1回)、および荷卸し時に品質変化が認められたとき。</p>	<p>対象構造物</p> <p>(1)高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く)</p> <p>(2)内空断面積25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類</p> <p>(3)橋梁上・下部工(ただし、購入桁は除く。)</p> <p>(4)トンネル</p> <p>(5)高さが3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム)</p> <p>その他は、「福島県レディーミクストコンクリート単位水量測定要領」による。</p>	
<p>・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。</p> <p>・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。また施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。</p>	

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<p>鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前1回・午後1回)。その他のコンクリートは打設日1日につき1回行う。ただし、基礎コンクリート、練石積(張)の胴込コンクリート等は、1工事当たり工事規模に応じ1~3回程度とする。なお、供試体は打設場所で採取し、1回につき6本($\sigma 7 \cdot \cdot \cdot 3$本、$\sigma 28 \cdot \cdot \cdot 3$本)とする。(早強セメントを使用する場合には、必要に応じて$\sigma 3 \cdot \cdot \cdot 3$本についても採取する。)</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。また <u>施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場</u>(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。 重要構造物 (1) 高さ5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く) (2) 内空断面積25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類 (3) 橋梁上・下部工(ただし、購入桁は除く。) (4) トンネル (5) 高さが3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム の$\delta 28$日圧縮強度試験は、公的試験機関において実施する。</p>	
<p>・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた時。</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。また <u>施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場</u>(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。</p>	
<p>コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。また <u>施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場</u>(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。</p>	
<p>品質に異常が認められた場合に行う。</p>		
<p>品質に異常が認められた場合に行う。</p>		
<p>本数 総延長 最大ひびわれ幅等</p>	<p>対象構造物 (1) 高さ5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く。) (2) 内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類 (3) 橋梁上・下部工(ただし、いずれの工種についてもPCは除く。) (4) トンネル (5) 高さ3 m以上の堰・水門・樋門 構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中・水中にある部位については竣工前に調査する。</p>	
<p>鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間(ただし100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1箇所)で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日~91日の間に試験を行う。</p>	<p>対象構造物 (1) 高さ5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く。) (2) 内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類 (3) 橋梁上・下部工(ただし、購入桁は除く。) (4) トンネル (5) 高さが3 m以上の堰・水門・樋門 (6) 砂防ダム テストハンマーによる強度試験の再試験の平均強度が所要の強度を得られない場合、もしくは1箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。</p>	
<p>テストハンマーによる強度試験の再試験の平均強度で、所用の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。</p>	<p>コア採取位置について、監督員と協議を行ったうえで、設置した鉄筋を損傷させないように、コアを採取する。圧縮強度試験は公的試験機関において実施する。</p>	

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<p>コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。</p>	<p>・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。また<u>施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場</u>(JIS表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。</p> <p>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)を監督員と協議の上また、特記仕様書の規定により行う。</p>	
<p>・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。また<u>施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場</u>(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。</p>	
<p>吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。また<u>施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場</u>(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。</p>	
<p>・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。また<u>施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場</u>(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。</p>	
<p>品質に異常が認められた場合に行う。</p>		
<p>「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」による</p>		○
<p>工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。</p>		○
<p>工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。</p>	<p>JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材—第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材—第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材—第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材—第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)</p>	○

試験基準	摘要	試験成績表等による確認								
<p>コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。また施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法J(JSCE-C502、503)、または設計図書の規定により行う。 									
<ul style="list-style-type: none"> ・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた時。 	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。また施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。</p>									
設計図書による。										
品質に異常が認められた場合に行う。										
当初及び土質の変化した時。	監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。									
当初及び土質の変化した時。										
当初及び土質の変化した時。										
当初及び土質の変化した時。										
当初及び土質の変化した時。										
必要に応じて。										
必要に応じて。										
必要に応じて。										
必要に応じて。										
必要に応じて。										
必要に応じて。										
<p>築堤は、1,000m³に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最大粒径$\leq 100\text{mm}$の場合に適用する。 ・盛土箇所の主点付近3点から試料を採取して平均値で示す。また、平均値が左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 									
<p>築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="220 1720 531 1821"> <thead> <tr> <th>面積 (m²)</th> <th>500未満</th> <th>500以上 1000未満</th> <th>1000以上 2000未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定点数	5	10	15	<ul style="list-style-type: none"> ・最大粒径$< 100\text{mm}$の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 	
面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満							
測定点数	5	10	15							

工種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
<div data-bbox="395 584 671 734" style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">削除</div>					

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<div data-bbox="699 602 1190 676" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">削除</div>		

H23.10.1～

- (4) 電子媒体の記録画像ファイル形式はJPEG形式(非圧縮～圧縮率1/8まで)を原則とし、これ以外による場合には監督員の承諾を得るものとする。

(工事写真の整理方法)

9. 工事写真の整理方法は次によるものとする。

- (1) 工事写真の原本の整理については、以下のとおりとする。
ネガの場合は、密着写真とともに、ネガアルバムに撮影内容等がわかるように整理する。
APS のカートリッジフィルムの場合は、カートリッジフィルム内の撮影内容がわかるように明示し、インデックス・プリントとともに整理する。
- (2) 工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表に示すものを標準とする。なお、提出頻度とは請負者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。
- (3) 施工状況、安全管理、使用材料、品質管理、出来形管理写真等はそれぞれ分類して整理する。

(電子媒体に記録する工事写真)

10. 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準(案)」によるものとする。

(留意事項等)

11. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。
- (1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容に合致しない場合は監督員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等を工事写真帳に添付する。
- (5) 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。(有効画素数100万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで5年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。)

- (6) 撮影箇所一覧表に記載のない工種等については監督員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。

(その他)

12. 撮影箇所一覧表の用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。
- (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (3) 提出頻度の不要とは、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいい、撮影を行い、提示を求められた時にすぐに提示ができるよう、プリントアウトしておく等は必要であることをいう。

撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 [着手前]	着手前1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 [完成後]	施工完了後1枚	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 [月末]	適宜	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように 適宜 [施工中]	適宜	
			高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるよう適宜 [施工中]	不要	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 [施工前後]	代表箇所1枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて [発生時]	不要	工事打合簿に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 [設置後]	全景1枚	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 [設置後]		
		監視員交通整理状況	各1回[作業中]		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 [実施中]	不要	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量	各品目毎に1回 [使用前]	不要	品質証明に添付する。
		検査実施状況	各品目毎に1回 [検査時]		
品質管理写真	別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載				
出来形管理写真	別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載				
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後]	適宜	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 [着手前] [発生直後] [発生後]	適宜	着手前は付近の写真でも可
その他	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	適宜	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 [設置後]	適宜	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
3	1	7	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3	1	7	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3	1	7	5		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3	1	7	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3	1	7	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイ ル工)	打込長さ 出来ばえ	200m ² 又は1施工箇所 に1回〔打込み前後〕	代表箇所 各1枚	
						杭径 位置・間隔	200m ² 又は1施工箇所 に1回〔打込後〕		
						砂の投入量	全数量〔施工前後〕		
3	1	7	9		固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径 深度	1施工箇所に1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	
3	1	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工前〕	代表箇所 各1枚	
						数量	全数量〔施工前後〕		
3	1	10	5	2	土留・仮締切工(アンカー工)	削孔深さ	全数量 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕		

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
3	1	10	5	3	土留・仮締切工(連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後] ただし、根入部は40mに1回	代表箇所各1枚	
3	1	10	5	4	土留・仮締切工(締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所各1枚	
3	1	10	5	5	土留・仮締切工(中詰盛土)	施工状況	250m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所各1枚	
3	1	10	9		地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所各1枚	
3	1	10	10		地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所各1枚	
3	1	10	22		法面吹付工		第3編 1 - 3 - 6 吹付工に準ずる		
3	2	1	1		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶) ケレン状況 (塗替) 塗装状況	全数量 [使用前後] スパン毎、部材別 [施工前後] 各層毎1スパンに1回 [塗装後]	代表箇所各1枚	
3	2	1	2		場所打擁壁工	裏込厚さ 厚さ 幅 高さ	120m又は1施工箇所に1回 [施工中] 200m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	代表箇所各1枚	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度「時期」	提出頻度	
3	2	1	3		プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 [埋戻し前]	代表箇所 各1枚	
3	2	1	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所 に1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	
						法長 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]		
3	2	1	5		アンカー工 (グラウンドアンカー等) ※引抜き耐力から定着長を決定しているもの	削孔深さ	全数量 [削孔後]	代表箇所 各1枚	
						配置誤差	1施工箇所に1回 [施工後]		
					アンカー工 (上記以外)	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回 [施工後]		
3	2	1	6		側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 [埋戻し前]	不要	
3	2	1	7		場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	
3	2	1	8		集水桝工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [打込後]	不要	
3	2	1	9		暗渠工	幅 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 [埋戻し前]	不要	
3	2	1	10		刃口金物製作工	削孔深さ	1施工箇所に1回 [仮組立時]	代表箇所 各1枚	

【第4編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度「時期」	提出頻度		
4	道路編	1	3	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所 に1回 [製作後]	代表箇所 各1枚	
4	道路編	1	5	7		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工 法)(多数アンカー式補強土 工法)(ジオテキスタイルを 用いた 補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所 に 1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
4	道路編	1	7	6		場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1施工箇所 に 1回 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	
4	道路編	1	9	4	落石防止網工 (覆式ロックネット) (ポケット式ロックネット) (ロープネット)	幅	1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚		
						落石防止網工 アンカー (覆式ロックネットアンカー) (ポケット式ロックネットアンカー) (ロープネットアンカー)	削孔深さ			1施工箇所 に1回 [施工後]
4	道路編	1	9	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所 に 1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
4	道路編	1	9	7		雪崩予防柵	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
4	道路編	1	10	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に 1回(施工前は必要に 応じて)[施工前後]	適宜	
4	道路編	1	10	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
4	道路編	1	3		歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚		
						転圧状況				
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]			
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]			
幅	各層毎80mに1回 [整正後]									

【第4編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度「時期」	提出頻度	
4	13	5	2		管路工（管路部）	敷設状況	100m又は1施工箇所 に1回 [敷設後]	代表箇所 各1枚	
4	13	5	3		プレキャストボックス工（特殊部）	据付状況	100m又は1施工箇所 に1回 [据付後]	代表箇所 各1枚	
4	13	5	4		現場打ちボックス工（特殊部）	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所 に1回 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	
4	13	6	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	不要	
4	15	4	5		切削オーバーレイ工	平坦性 タックコート 整正状況	1施工箇所に1回 [施工後] 各層毎に1回 [散布後] 400mに1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
4	15	4	7		路上再生路盤工	敷均厚 転圧状況 整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 [施工後] 各層毎400mに1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
4	15	3	4		桁補強材製作工	原寸状況 製作状況 仮組立寸法 (撮影項目は 適宜)	1橋に1回又は1工事に 1回 適宜 [製作中] 1橋に1回又は1工事に 1回 [仮組立時]	代表箇所 各1枚	
4	15	20	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質 出来ばえ	1橋に1回又は1工事に 1回 [材料搬入時] 適宜 [施工中]	代表箇所 各1枚	
					アンカー工(橋梁耐震補強工事)	削孔深さ 材料	全数 [施工後] 全数 [施工前]	10施工箇 所に各1枚 全数	